

H—(2214)—

行 政

専門(多枝選択式)試験問題

注 意 事 項

1. 問題は次の16科目(各科目5題ずつ計80題, 82ページ)あります。
このうち任意の8科目(40題)を選択し, 解答してください。

科 目	題 数	問 題 番 号	
政 治 学	5 題	No. 1～No. 5	8 科目 40 題選択解答
行 政 学	5 題	No. 6～No. 10	
憲 法	5 題	No. 11～No. 15	
行 政 法	5 題	No. 16～No. 20	
民法(総則及び物権)	5 題	No. 21～No. 25	
民法(債権, 親族及び相続)	5 題	No. 26～No. 30	
ミ ク ロ 経 済 学	5 題	No. 31～No. 35	
マ ク ロ 経 済 学	5 題	No. 36～No. 40	
財 政 学・経 済 事 情	5 題	No. 41～No. 45	
経 営 学	5 題	No. 46～No. 50	
国 際 関 係	5 題	No. 51～No. 55	
社 会 学	5 題	No. 56～No. 60	
心 理 学	5 題	No. 61～No. 65	
教 育 学	5 題	No. 66～No. 70	
英 語 (基 礎)	5 題	No. 71～No. 75	
英 語 (一 般)	5 題	No. 76～No. 80	

なお, 8科目を超えて解答しても超えた分については採点されません。

2. 解答時間は正味3時間です。
3. この試験問題は, 本試験種目終了後に持ち帰りができます。
4. 本試験種目の途中で退室する場合は, 退室時の問題集の持ち帰りはできませんが, 希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお, 試験時間中に, この問題集を切り取ったり, 転記したりしないでください。
5. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
--------	-------	------	-----

指示があるまで中を開いてはいけません。

途中で退室する場合……本試験種目終了後の問題集の持ち帰りを 希望しない

No. 1～No. 5 は政治学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 1】 自由と民主主義に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. F.A. ハイエクは、自由に関する立場を個人主義的自由主義とリベラリズムに分けた。前者は、個人を政府に先行する存在として位置づけ、政府を基本的に個人の自由にとって敵対的な存在とみなす立場であり、後者は、政府の再分配機能を重視し、政府を個人の自由にとって不可欠の存在であるとみなす立場である。彼はリベラリズムの立場に立って、個人が自由であるためには、政府が市場に積極的に介入して市場の失敗を克服する必要があるとした。
2. J. ロールズは『正義論』において、正義の概念を構成する原理の一つとして「格差原理」を示したが、これは、人間の間で能力や力量に差があるのは、もっぱら各人の努力の結果であると言うべきであるから、各人はその差異から生ずる経済的、社会的な不平等を甘受しなければならないという原理である。一方で彼は、「機会均等の原理」を示し、そうした不平等は地位や官職が万人に開かれていてはじめて許容されると主張した。
3. モンテスキューは、政治的自由にとって本質的に重要なことは、権力が制限されることであり、そのためには国家の内部に勢力の拮抗する複数の権力主体が存在し、それぞれが相互にコントロールし合うことが必要であるとした。しかし、彼は後に米国社会を見聞して『アメリカの民主主義』を著したが、そこでは、権力分立の制度を導入しても、多数派が少数派の権利を侵害する「多数派の専制」を回避するのは困難であると指摘した。
4. K. マルクスは、自由を重んずる国家とは、結局のところ、資本家階級の自由と権利、特に私的所有権を保障することを目指すものにすぎず、労働者階級はそこから疎外されているとした。さらに彼は、労働者階級が団結して共産主義革命を遂行するのが歴史的必然であり、最終的には、労働者階級が資本家階級を支配下に置くという階級社会を打ち立てることで、真の意味での自由な人間社会が実現するとした。
5. E. バークは、有権者と代表者(議員)との関係について、有権者は議員の優れた政治的判断力を信頼して一票を投じるのであって、両者の間では、国民全体の利益を追求してもらうための一種の白紙委任が行われているという立場に立つ。こうした「国民代表」の観念においては、代表者たるものは、有権者の個別具体的な委任や指令に拘束されるのではなく、政治家としての理性と判断力に従い、国民全体の利害を代表すべきということになる。

【No. 2】 利益団体に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 利益団体は、公共政策に影響を及ぼすために公然と公職を選挙で争おうとしたり、政府マネジメントの責任を引き受けようとするときに、その政策形成機能に着目して圧力団体と呼ばれる。また、利益団体が圧力団体として活動した成果は利益団体の加入者に配分され、利益団体に加入していない者には与えられない。
2. R. ダールは、『ポリアーキー』において、1960年代のアメリカ合衆国で主流となった多元主義による政治の実態は利益集団間のインフォーマルな交渉が政治的決定を支配する利益集団民主主義にほかならないとして、多元的民主主義を批判した。
3. R. ミヘルスは、利益団体において実際に圧力活動を行う少数の役員に権力が集中し、一般党員への監視・統制が強まる傾向を「寡頭制支配の鉄則」と呼び、この傾向は団体の規模が小さくなればなるほど強まると指摘している。
4. コーポラティズムとは、一般的に、職能領域をほぼ独占的に代表する巨大利益集団が政府の政策過程に参加ないし包摂・編入されるような政治形態のことを指す。典型的には、各領域を代表する頂上団体の代表と政府官僚機構とのエリート協調的な政策決定のかたちをとる。
5. M. オルソンは、多くの人々が共通の利益を持っていることを明確に意識したとき、それを実現するために、組織化して利益団体をつくるので、集団が組織化されやすいのは中小企業の業界団体のようにメンバーの数が多き集団の場合であると主張する。

【No. 3】 日本と英国の政治に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 英国においては、19世紀に、議会主権が確立され、上院(貴族院)にも公選制が導入されたために、世襲貴族議員は上院の議席を失った。また、日本においても、第二次世界大戦後に、皇族、華族、勅選議員らによって構成される貴族院が廃止され、公選の第二院(参議院)が設けられた。
2. 第二次世界大戦後の英国は、保守党と労働党だけが議会で議席を有し、両党で政権交代のある二党制の政党システムの代表例であるといわれている。一方、「55年体制」下の日本は、一つの政党(自由民主党)が他を圧倒して単独政権を形成するほど優越している一党優位政党システムであったといわれている。
3. 法案を内閣提出法案と議員提出法案とに区分した場合には、英国においても、日本においても、第二次世界大戦後に成立した全法案の中で内閣提出法案が占める割合は、議員提出法案が占める割合よりも高い傾向にある。
4. 英国においては、すべての大臣が上下院の議員でなければならないが、近年、下院議員が閣内大臣になる例は減っており、半数程度が上院議員の中から任命されることが通例である。一方で、日本においては、国务大臣の過半数が国会議員でなければならないが、半数以上が衆議院議員の中から任命されることが通例である。
5. 英国においては、内閣が、官僚を、政権への奉仕者として、下院の本会議に出席して発言させることが通例である。一方、日本においては、平成11(1999)年に政府委員制度が廃止されたことにより、内閣が、官僚を、国会の審議において発言させることができなくなった。

【No. 4】 執政制度に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 議院内閣制において、執政長官たる首相は議会によって選任されるため、次の選挙を経て議員の構成が変わるまでは、常に議会多数派の支持を得ていることになる。首相は、通常は議会多数派の党首であるから、行政権はもとより、立法権をも実質的に掌握することができる。したがって、議院内閣制における首相は、大統領制における大統領に比べ、より強力なリーダーシップを発揮することが可能である。
2. 執政長官としての首相は、通常は議会によって選任されるが、その例外として、国民が首相を直接選出する首相公選制がある。首相公選制は、執政長官は国民から選出されるものの、以後の政権運営には議会の信任を必要とするという制度である。1960年代、中南米諸国では大統領制のもとで大統領と議会の対立が体制の不安定化を招くことが多かったため、ブラジルをはじめ数カ国が、大統領制を廃して首相公選制を導入している。
3. 大統領制は、執政長官たる大統領を議会とは別に選出し、また、議会には大統領の解任権を与えず、大統領に一定の任期を与えることによって、行政権と立法権を分立させる。そのため、大統領制においては、原則として大統領の権限は立法には及ばないが、アメリカ合衆国の大統領が法案提出権や法案拒否権、大統領令の制定権を有しているように、一定の範囲内において、立法に対する大統領の関与を認めることもある。
4. 半大統領制は、国民に選任される大統領と、議会に選任される首相が共に存在し、両者が執政長官として行政権を分担するという仕組みであり、一般的には、フランスがその代表例とされている。この制度の下で、大統領に反対する政党が議会で多数派を占めている場合は、政権は大統領派と反大統領派(首相派)によって分有されることとなり、フランスではこうした状況をコアビタシオン(共存)と呼んでいる。
5. 大統領と首相が共に存在する国の中には、いずれか一方が執政長官とは呼べないケースがある。例えば、ドイツの大統領は国家元首として儀礼的な役割を果たすにすぎないので、ドイツは実質的には首相を執政長官とする議院内閣制といえる。他方、イタリアの首相は大統領によって任意に任命、解任される立場にすぎないので、イタリアは実質的には大統領を執政長官とする大統領制といえる。

【No. 5】 我が国の昭和前期における政治事件などに関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 昭和5(1930)年、浜口雄幸内閣は、前年のニューヨーク株式市場の暴落後、昭和恐慌とも呼ばれた経済不況を打開するため、金本位制から離脱して管理通貨体制に移行することとし、日本円と金の兌換を停止するとともに、金の輸出を解禁した。
2. 昭和8(1933)年、斎藤実内閣は、国際連盟がリットン調査団の報告に基づいて「満州国の主権は認めるが、同国内の鉄道事業などに対する日本の権益は制限すべきである」とする趣旨の勧告を採択したので、我が国の国際連盟からの脱退を通告した。
3. 昭和10(1935)年、美濃部達吉の「天皇機関説」が国会で取り上げられ、野党立憲政友会がこの問題で岡田啓介内閣を追及し、在郷軍人会などの同説排撃の全国運動もあって、岡田内閣は、同説が国体の本義に反するとする趣旨の国体明徴声明を発した。
4. 昭和11(1936)年、広田弘毅内閣は、2.26事件を起こした軍部への国民の批判の高まりを背景に、明治憲法の制定以来一貫して組閣の原則とされてきた「軍部大臣現役武官制」を廃止した。
5. 昭和17(1942)年、前年の日米開戦を受けて、必要に応じ機動的に兵力不足を補うことを目的とする国家総動員法が制定され、その後、戦局が悪化する中で昭和18(1943)年、東条英機内閣は、「学徒出陣」に初めてこの法律を適用した。

No. 6～No. 10 は行政学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 6】 行政をめぐる諸理論に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 行政の責任について、C. フリードリッヒは、現代において議会による統制は有効に機能しなくなっているため、現代の行政には、裁判所や会計検査院等の他の政府諸機関による統制に対応する責任と、客観的に確立された科学的な規準に対応する責任を自覚することが求められているとし、前者を制度的責任、後者を非制度的責任と名付けた。
2. アメリカ合衆国の連邦政府の予算編成過程を分析した A. ウィルダフスキーは、予算編成の特質は利益集団による予算の争奪戦に他ならず、その結果、合理的な予算編成が損なわれていると批判した。その上で、政府の予算当局は、予算編成に対する利益集団の直接的な介入を排除し、一元的な価値規準に基づいて編成作業にあたるべきであると主張した。
3. M. デイモックは、能率の概念を客観的側面と規範的側面とに分け、前者は、ある活動に投入された努力とその活動から産出された成果の対比によって判定するのが妥当であるが、後者は、組織活動に参加している人々がその組織活動に対して抱いている満足度の度合いによって判定するのが妥当であるとした上で、前者を重視すべきであると主張した。
4. E. メイヨーらの人間関係論者は、組織体内部で自生的に形成される社会集団をインフォーマル組織と呼び、その存在を重視するとともに、あらゆる組織には、組織目的を達成する機能(対外的均衡)だけでなく、構成員の心からの協力を確保する機能(対内的均衡)があり、組織の管理者は後者にも関心を向ける必要があると説いた。
5. M. ウェーバーは、近代官僚制を合理的な組織形態として描いたが、それはあくまで理念型であり、現実の官僚制組織には多くの機能障害がみられるとした。例えば、彼が言うところの「目的(目標)の転移」とは、規則に基づいた職務の執行が、官僚をして規則を守ることに執着させ、本来の目標を見失わせるといった現象である。

【No. 7】 各国の地方自治に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 地方自治制度を「大陸型」と「英米型」に分けた場合、大陸型の特色は、国から自治体への授権が概括例示方式ではなく、制限列举方式をとることである。この方式の下では、自治体は法律で明示的に授権された事務権限しか執行することはできず、自治権は国によって制約されることになるので、大陸型は英米型よりも集権的であるとされている。
2. 地方自治制度を「融合型」と「分離型」に分けた場合、融合型の特色は、国の省庁が全国に事務を展開する際、自治体又はその長に委任して執行させるのではなく、地方出先機関を通じて直接執行するという方式を多用することである。そして、全国の地方出先機関を統括することを主たる任務として、内務省が設置されるのが通例である。
3. 連邦制の国家では、連邦を構成している州等がそれぞれに主権と憲法を持ち、これらの州等が主権の一部を連邦政府に委譲した形になっている。連邦制は、「連合王国」である英国を母国として、オーストラリアなどの英連邦諸国やアメリカ合衆国に広がっていったが、一方で、単一主権制は、フランスやドイツなどヨーロッパ大陸の諸国家で多くみられる。
4. アメリカ合衆国では州ごとに地方制度が大きく異なっているが、市(city)の統治機構については、「市支配人制」が画一的に採用されているのが特徴的である。この制度は、直接公選の市長が、都市行政の専門家の中から適当な人物を選び、これを市支配人(シティ・マネージャー)に任命して、市の執政権を全面的にこれにゆだねるという仕組みである。
5. フランスは、かつては各県に官選の知事が派遣されるなど、県は国の下部機構という性格が強かったが、1980年代のミッテラン政権時代の分権改革により、県は完全自治体にあらためられた。一方、英国では、サッチャー、メージャーと続く政権の下で、地方制度は行政効率を優先して一層制への転換が進み、地方政府に対する統制は強化されていった。

【No. 8】 行政活動への参加に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 行政の相手方に対して自発的な協力を働きかける行政指導については、不透明な行政手法であるとの批判があった。このため、平成6(1994)年に施行された行政手続法は、行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から行政指導の内容や責任者を記載した書面の交付を求められたときは、原則としてこの書面を交付することを規定した。
2. 昭和57(1982)年以降、各地の地方公共団体で情報公開条例が制定され、平成13(2001)年には、国レベルでも「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)が施行された。地方公共団体の情報公開条例には、情報公開請求権を何人にも認めるとしているものが多数存在するが、情報公開法は、日本国民に限り行政文書の開示請求権を認めている。
3. 平成17(2005)年に、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行された。高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大する中で、個人情報を確実に保護する観点から、同法の下では、行政機関が保有する個人情報について、たとえ本人であっても開示を請求することはできない仕組みとなっている。
4. 諸外国に設置されているオンブズマンは、議会の付属機関とされており、市民の苦情を受け付けて職権で調査し、是正措置を勧告し、議会に対して報告を行う権限を有している。我が国では、行政活動への苦情に対応し、国会に勧告を行うための機関として、内閣総理大臣が国会の同意を得て行政相談委員を任命している。
5. 地方公共団体のずさんな公費支出が問題となったことを踏まえ、平成11(1999)年、地方公共団体の外部監査制度が導入された。これにより、従来の監査委員制度は廃止され、すべての地方公共団体に対し、弁護士や公認会計士などと契約を結んで外部監査を受けることが義務付けられることとなった。

【No. 9】 国・地方関係の見直しに関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 平成7(1995)年に成立した地方分権推進法に基づき、地方分権推進委員会が設置された。同委員会は、団体自治よりも住民自治の拡充方を優先するとの方針の下、各都道府県に対して、自治基本条例の制定や住民投票制度の導入などを勧告した。
2. 地方分権推進委員会は、地方公共団体の自主組織権の尊重などの観点から、必置規制の見直しについて勧告を行った。政府はこの勧告に沿って、国から補助金を受ける公立図書館では館長が司書資格を持たなければならないとする規制を廃止するなどの見直しを行った。
3. 地方分権推進法は、地方分権の推進に関する国の施策として、国と地方の財政関係の見直しを行うことを掲げていた。しかし、地方分権推進委員会は、国庫補助負担金の整理合理化や地方税財源の充実確保といった論点について結論を出すに至らず、これらの課題に関して勧告を行わずに解散した。
4. 平成13(2001)年に成立した地方分権改革推進法に基づき、地方分権改革推進会議が設置された。同会議は、平成15(2003)年に「三位一体の改革についての意見」を取りまとめ、その後の「三位一体の改革」において、約3兆円の国庫補助負担金の見直し、約4.7兆円の税源移譲、約5.1兆円の地方交付税の増額が行われた。
5. 地方分権が進展し、住民に身近で総合的な行政サービスを提供する市町村の役割がますます重要なものとなる中で、「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併が進められた。総務大臣の勧告に基づく合併も多数実施された結果、平成14(2002)年4月時点で約3,200あった市町村は、平成21(2009)年4月時点で約1,000まで減少した。

【No. 10】 我が国における官民関係に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. PFI(Private Finance Initiative)とは公共的な施設の建設、維持などに民間の資金やノウハウを活用する手法であるが、平成11(1999)年に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」により制度化がなされ、公共施設等の整備等に関する事業は、刑務所や公立学校などの公益性の高い施設を除き、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとされた。
2. 平成11(1999)年に制定された独立行政法人通則法によって、平成13(2001)年から実施された独立行政法人制度では、独立行政法人は特定独立行政法人とその他の独立行政法人の二種類に分けられる。特定独立行政法人は法律上、その職員が国家公務員の身分を有し、労働協約締結権を持たないことや、企業会計原則の適用除外が定められていることが特徴である。
3. 平成14(2002)年に構造改革特別区域法が制定され、構造改革特区制度が導入された。この制度の意義は、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることであり、これまで特区の計画が認定された例としては、株式会社による学校の設置や、病院の開設などがある。
4. 国や地方公共団体が事業を直接行う代わりに、条件などを定めた上で民間事業者任せを民間委託というが、民間委託の導入により、経費や公務員数の削減が図られた一方で、サービスの質的低下が指摘された結果、平成15(2003)年に地方自治法が改正され、地方公共団体が民間委託をする場合の委託先を限定することを狙いとした指定管理者制度が導入され、委託先は総務省が指定した民間事業者及びNPO法人のみに制限されることとなった。
5. 平成17(2005)年に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が制定され、市場化テストが導入された。この制度は、それまで官が独占していた業務について官を排除し、民間事業者からの参入提案を幅広く受け付け、競争入札を行わせるものであり、入札に伴うプロセスの透明性・中立性・公正性の確保を公正取引委員会が管理することとなった。

No. 11～No. 15 は憲法です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 11】 法の下での平等に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。なお、以下で示す法律は、文中に特段の記述がない限り、判決当時のものとする。

ア. 参議院議員の選挙に関して、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、参議院の独自性など、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法第14条第1項に違反するものとはいえない。

イ. 平成元年改正前の国民年金法の規定が、20歳以上の学生の保険料負担能力等を考慮し、20歳以上の学生を国民年金の強制加入被保険者としなかったことにより、20歳前に障害を負った者と20歳以後に障害を負った学生との間に障害基礎年金の受給に関する区別を生じさせていたことは、その立法目的に合理性は認められるものの、大学への進学率が著しく増加し、20歳以上の学生の数も大きく増加していた立法当時の状況にかんがみると、立法目的との関連において著しく不合理で立法府の裁量の限界を超えたものであり、憲法第14条第1項に違反する。

ウ. 国籍法の規定が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、家族生活を通じた我が国との密接な結び付きをも考慮し、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した(準正のあった)場合に限り届出による日本国籍の取得を認めることによって、認知されたにとどまる子と準正のあった子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、その立法目的自体に合理的な根拠は認められるものの、立法目的との間における合理的関連性は我が国の内外における社会的環境の変化等によって失われており、今日においては、憲法第14条第1項に違反する。

エ. 女性にのみ6箇月の再婚禁止期間を設けてその婚姻の自由を制約する民法の規定は、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる血統の混乱に起因する紛争の発生を未然に防止するという立法目的に合理性は認められるが、性別により法的取扱いを異にするものであり、医師による非懐胎証明書が添付された場合にまで再婚を禁止することは、立法目的との間において合理的関連性があるものということとはできず、憲法第14条第1項に違反する。

オ. 非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とした民法の規定は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図るものとして、立法当時には合理性を有していたものといえるが、その後、事実婚の増加等により非嫡出子をめぐる諸事情に変化が生じた今日の社会の状況では、2分の1の相続分を認めていることをもって非嫡出子を保護するものとは考えられず、立法目的と手段との実質的関連性を欠き、憲法第14条第1項に違反する。

【No. 12】 信教の自由に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 憲法第20条が保障する信教の自由とは内心における信仰の自由及び宗教的行為の自由のことであり、特定の宗教を宣伝し、又は共同で宗教的行為を行うことを目的とする団体を結成する自由(宗教的結社の自由)は同条から直接導き出せる権利ではないが、同条の精神に照らし、十分尊重しなければならないと一般に解されている。

イ. 内心における信仰の自由は絶対的に保障されるものであり、たとえ俗悪な邪教であっても、その宗教への信仰それ自体を問題として、国家がその宗教を信仰することを禁止することは許されないと一般に解されている。

ウ. 憲法第20条第3項により禁止される「宗教的活動」とは、国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、宗教とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものに限られ、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうとするのが判例である。

エ. 公立学校において、学生の信仰を調査せん索し、宗教を序列化して別段の取扱いをすることは許されないが、学生が信仰を理由に剣道実技の履修を拒否する場合に、学校が、その理由の当否を判断するため、単なる息学のための口実であるか、当事者の説明する宗教上の信条と履修拒否との合理的関連性が認められるかどうかを確認する程度の調査をすることは、公教育の宗教的中立性に反するとはいえないとするのが判例である。

オ. 公職にある者の社会的儀礼として天皇の即位に祝意を表する目的で、知事が大嘗祭に参列した行為は、それが他の参列者と共に参列して拝礼したにとどまるものであっても、大嘗祭が皇位継承の際に通常行われてきた、神道の儀式にのっとった皇室の伝統儀式であることに照らせば、宗教とのかかわり合いを否定することができず、憲法第20条第3項に違反するとするのが判例である。

1. ア, エ
2. ウ, オ
3. ア, イ, オ
4. ア, ウ, エ
5. イ, ウ, エ

(参考)

日本国憲法

第20条

- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

【No. 13】 職業選択の自由に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 酒税法に基づく酒類販売の免許制度は、制度導入当初は、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという重要な公共の利益のためにとられた合理的措置であったが、その後の社会状況の変化と酒税の国税全体に占める割合等が相対的に低下したことにより、当該免許制度を存置しておくことの必要性及び合理性は失われていると解されるから、憲法第22条第1項に違反する。

イ. 旧繭糸価格安定法(平成20年廃止)に基づく生糸の一元輸入措置及び価格安定制度は、養蚕業及び製糸業の保護政策としての規制措置であるが、外国産生糸を国際糸価で購入する途を閉ざされるなど、絹織物生地製造業者の経済的活動の自由を著しく制限するものであり、当該保護政策の目的達成のために必要かつ合理的な規制の範囲を逸脱するものであるから、憲法第22条第1項に違反する。

ウ. 薬事法に基づく薬局開設の許可制及び許可条件としての適正配置規制は、主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のための規制措置であるが、許可制に比べて職業の自由に対するより緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっても、その目的を十分に達成することができるから、許可制の採用自体が公共の利益のための必要かつ合理的措置であるとはいえず、憲法第22条第1項に違反する。

エ. 小売商業調整特別措置法に基づく小売市場の許可規制は、国が社会経済の調和的發展を企図するという観点から中小企業保護政策の一方策としてとった措置といえることができ、その目的において一応の合理性を認めることができ、また、その規制の手段・態様においても著しく不合理であることが明白であるとは認められないから、憲法第22条第1項に違反しない。

オ. 公衆浴場法に基づく公衆浴場の許可制及び許可条件としての適正配置規制は、既存公衆浴場業者の経営の安定を図り、自家風呂を持たない国民にとって必要不可欠な厚生施設である公衆浴場自体を確保するという積極的、政策的目的とともに、国民保健及び環境衛生の確保という消極的、警察的目的も有しているが、後者の目的との関係では、目的を達成するための必要かつ合理的な措置であるとはいえず、憲法第22条第1項に違反する。

1. ウ
2. エ
3. ア, イ
4. イ, オ
5. ウ, エ

【No. 14】 国会に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 憲法は、内閣の助言と承認に基づき、天皇が常会、臨時会及び特別会を召集するものとしているが、特別会については、議員に対しても召集請求権を認めている。
2. 憲法は、二院制を採用しているが、法律案の議決、条約の締結の承認の議決及び内閣総理大臣の指名の議決について、参議院が衆議院と異なった議決をした場合には、両院協議会を必ず開くこととし、両院の意思の調整を図ることとしている。
3. 憲法は、国会が一定の限られた期間だけ活動すべき状態におかれるとする会期制を採用するとともに、会期中に議決に至らなかった案件は後会に継続しないとする会期不継続の原則を定めている。
4. 憲法は本会議の議事及び議決に必要な定足数を総議員の3分の1以上としているが、ここでいう「総議員」の意味について、両議院の先例は、現在の議員数ではなく、法定の議員数であると解している。
5. 憲法は両議院の同時活動の原則を採用しており、衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となるが、参議院議員は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

【No. 15】 政党等に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいないが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素であるとともに国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるとするのが判例である。
2. 政党に党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書を提出させるなど一定の事項の届出をさせた上、国が当該政党に対して政党交付金による助成を行い、その使途等について報告書の提出を義務付けることは、それが議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とするものであり、その手続が合理的なものであったとしても、政党の内部的自治や運営への不当な介入に当たり、結社の自由を著しく侵害するものとして違憲になると解されている。
3. 政党は、議会制民主主義の重要な担い手であり、自らの組織運営について高度の自律権を有するが、その組織運営が民主主義の原理にのっとったものでなければならないことは憲法上の当然の要請というべきであり、政党内部の制裁処分も公正な手続によるべきことは当然であるから、処分の手続が著しく不公正であったり、政党内部の手続規定に違背してなされたりした場合には、裁判所がこれを司法審査の対象とし、その適否を判断することができるとするのが判例である。
4. 政党その他の政治団体(以下「政党等」という。)にあらかじめ候補者名簿の届出をさせ、選挙人が名簿登載者の氏名又は名簿届出政党等の名称を記載して投票し、(1)各名簿届出政党等の得票数に基づき名簿届出政党等の当選人の数を定め、(2)得票数の多い名簿登載者から当選人となるべき順位を定めた上、(3)候補者名簿登載者のうち、(2)の順位に従って(1)により定められた名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の名簿登載者を当選人と決定する方式は、選挙人が投票した名簿登載者以外の名簿登載者に得票が流用されることになり、当選人の決定に選挙人以外の者の意思が介在することになるが、これが国会の裁量権の限界を超えるものとは解されないとするのが判例である。
5. 衆議院小選挙区の選挙において、議員を5人以上有するなど一定の政党等にその立候補者の届出を認め、このような届出をした政党等を候補者届出政党として候補者本人ができる選挙運動に加えて候補者届出政党としての選挙運動を行うことができるとする公職選挙法の規定は、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間の選挙運動に合理性を有するとは到底いえない程度の較差を生じさせているものであるが、事情判決の法理を適用して当該選挙の違法を宣言するにとどめ、選挙の効力は無効としないこととするのが相当であるとするのが判例である。

No. 16～No. 20は行政法です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 16】 行政裁量に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なのはどれか。

1. 都市施設に関する都市計画の決定に当たっては、当該都市施設に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠であり、このような判断は、これを決定する行政庁の広範な裁量にゆだねられている。したがって、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くことによりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるのであり、考慮すべき環境への影響を考慮しなかったとしても違法となるわけではない。
2. 原子炉施設設置の許可をする場合における原子炉施設の安全性に関する審査は、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであるから、法律が定める審査基準の適合性の判断に当たっては、許可権者に裁量を認める余地はなく、許可権者は各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく判断に拘束される。
3. 建築確認処分は基本的に裁量の余地のない確認的行為の性格を有するものであり、処分要件を具備するに至った場合には、建築主事には速やかに建築確認処分を行う義務がある。そして、この義務はいかなる場合にも例外を許さない絶対的な義務であるというべきであって、直ちに建築確認処分をしないで応答を留保することは建築確認処分を違法に遅滞するものとなる。
4. 出入国管理令(当時)において、在留期間の更新事由が概括的に規定されその判断基準が特に定められていないのは、更新事由の有無の判断を行政庁の裁量に任せ、その裁量権の範囲を広範なものとする趣旨からであると解されるが、行政庁がその裁量に任された事項について裁量権行使の準則を定めている場合、在留期間の更新許可処分が当該準則に違背して行われたときは、当該処分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして当然に違法となる。
5. 公務員に国家公務員法所定の懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されている。その裁量は恣意にわたることを得ないものであることは当然であるが、裁量権の行使としてされた懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして違法とならない。

【No. 17】 X市内に住むYは、建築物甲の建築を計画し、X市に置かれている建築主事に対し、建築確認の申請を行ったが、甲の建築計画は建築関係規定に適合していなかったため、建築確認を受けることができなかった。しかし、Yはそのまま甲の建築に着手したため、X市長は、建築基準法第9条第1項に基づく工事施工停止命令を出した。それにもかかわらず、Yは、その命令を無視して建築を続けたため、同法第98条第1項により、罰金刑に処せられた。

その後、Yは、完成した甲について、同法第9条第1項に基づき除却を命ぜられたが、これにも従わずにいたため、行政代執行法の定めるところに従い、甲は代執行により除却された。

この事例に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. X市長は、工事施工停止命令を行政代執行法に基づいて実現できる。

イ. X市長は、建築基準法第9条第1項を根拠に、直接強制によって、工事施工停止命令を実現できる。

ウ. 甲の除却に要した費用は、民事訴訟を提起することなく、Yから徴収することができる。

エ. 工事施工停止命令に反したことを理由として科される罰金刑は執行罰に当たり、停止命令に従うまで何度でもYに科することができる。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. イ, エ
5. ウ, エ

(参考)

建築基準法

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。(以下略)

第98条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第1項又は第10項前段(中略)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者 (以下略)

【No. 18】平成16年の行政事件訴訟法改正(以下「本改正」という。)に関するア～オの記述のうち、
妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア. 本改正により、取消訴訟の主観的出訴期間が、処分又は裁決があったことを知った日から6箇月に延長され、正当な理由があれば、当該期間を徒過しても訴えを提起することができることとされた。これにより、国民が取消訴訟を提起する機会が拡大することとなった。
- イ. 本改正により、これまで法定外抗告訴訟の一類型として論じられてきた義務付け訴訟及び差止訴訟が法定化された。これにより、これまで法定外抗告訴訟として論じられてきたものは網羅的に法定化されたため、法定外抗告訴訟が認められる余地はなくなった。
- ウ. 本改正により、処分をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合を除き、処分の取消しの訴えについては、処分をした行政庁ではなく、処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告とすることとされた。これは、被告となるべき行政庁を特定する原告の負担を軽減するとともに、訴えの変更等の手続を行いやすくするためである。
- エ. 本改正により、取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができることとされた。これは、原告の住所地に近い身近な裁判所で訴えを提起する可能性を広げ、取消訴訟をより利用しやすくするためである。
- オ. 本改正により、取消訴訟について教示制度が導入され、行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、当該処分を口頭でする場合を除き、当該処分の相手方に対し、取消訴訟の被告とすべき者、取消訴訟の出訴期間、審査請求前置主義がとられているときはその旨を書面で教示しなければならないこととなった。他方、当該処分の相手方以外の者に対しては、原告適格が認められるとしても、これらの事項について教示することは義務付けられていない。

1. ア, ウ
2. イ, エ
3. ア, ウ, オ
4. イ, エ, オ
5. ウ, エ, オ

【No. 19】 次の文章は、取消訴訟の原告適格について述べたものである。空欄A～Dに入るものをア～オから選んだ組合せとして最も妥当なのはどれか。

行政処分の取消しを求めて出訴することのできる者について、行政事件訴訟法第9条第1項は、「当該処分(中略)の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者(中略)に限り、提起することができる。」と定めている。そして、「法律上の利益」の範囲について、学説では、「法律上保護された利益説」(以下「A説」という。)(注1)と「法律上保護に値する利益説」(以下「B説」という。)(注2)が対立している。

A説は、法律上保護された利益を行政処分により侵害された場合に出訴することができるとする説である。「法律上の利益」の有無の判定は、 から考察を始めることになる。

これに対し、B説は、法律上保護された利益ではない事実上の利益でも、それが法的救済に値する利益であれば、これを侵害された場合に出訴することができるとする説であり、この説によると、「法律上の利益」の有無の判定は、 に着眼して行うことになる。

両説の相違は、取消訴訟の本質の理解の違いに由来しているとされる。すなわち、A説は、取消訴訟の目的を にあるとみる。これに対し、B説は、取消訴訟の目的を にあるとみる。

(注1) 「法律上保護された利益説」は、「法的に保護された利益説」、「法の保護する利益説」などともいう。

(注2) 「法律上保護に値する利益説」は、「裁判上保護に値する利益説」、「保護に値する利益説」、「法的な保護に値する利益説」などともいう。

- ア. 当該行政処分によって原告が受けた不利益の性質、程度など利害の実態
- イ. 当該行政処分の根拠となる実定法の規定を解釈すること
- ウ. 当該利害関係に対する原告の従来からの関心と関与状況
- エ. 行政処分の適法性をめぐる紛争の解決を通じた国民の利益の救済
- オ. 実定法の予定する権利ないし法益の保護

1. A—ア, B—イ, C—エ, D—オ
2. A—ア, B—イ, C—オ, D—エ
3. A—イ, B—ア, C—エ, D—オ
4. A—イ, B—ア, C—オ, D—エ
5. A—ウ, B—イ, C—エ, D—オ

【No. 20】 国家賠償法が定める公の営造物の設置又は管理の瑕疵責任に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア. 国家賠償法第2条第1項にいう「公の営造物」には、不動産だけでなく、動産も含まれうると解されている。
- イ. 国家賠償法第2条第1項にいう「公の営造物」には、道路等の人工公物だけでなく、河川等の自然公物も含まれる。このうち、道路等の人工公物については、供用開始行為により供用が始まることから、供用開始決定がなされていることが、公の営造物となるための必須の要件であると解されている。
- ウ. 国家賠償法第2条第1項にいう「管理」は、国又は公共団体の法律上又は条例上の管理権ないしは所有権、賃借権等の権原に基づく管理に限られ、国又は公共団体の事実上の管理は含まれないとするのが判例である。
- エ. 国家賠償法第2条第1項上、「営造物の設置又は管理に瑕疵があつた」とされる安全性の欠如とは、当該営造物を構成する物的施設自体に存する物理的、外形的な欠陥ないし不備によって一般的に他人に危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、当該営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生ぜしめる危険性がある場合も含み、また、その危害は、当該営造物の利用者に対してのみならず、利用者以外の第三者に対するものも含むと解すべきであるとするのが判例である。
- オ. 公の営造物の設置又は管理に瑕疵があるため国又は公共団体が国家賠償法第2条第1項の規定により責任を負う場合において、当該営造物の設置又は管理に当たる者とその設置又は管理の費用の負担者とが異なるときは、その双方が損害賠償責任を負うこととなるが、当該営造物の設置費用につき補助金を交付する者も、当該営造物の設置費用の負担者に含まれることがあるとするのが判例である。

1. ア, イ
2. ア, エ
3. ア, エ, オ
4. イ, ウ, オ
5. ウ, エ, オ

(参考)

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(以下略)

民法

第 717 条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

(以下略)

No. 21～No. 25は民法(総則及び物権)です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 21】 虚偽表示に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げて
いるのはどれか。

ア. 建物の所有者AがBと通謀して、当該建物をB名義で登記していたところ、Bは当該建物を
Cに譲渡し、さらにCはDに譲渡した。Bが無権利者であることにつきCが善意、Dが悪意で
あるとき、Dは当該建物の所有権取得が認められる。

イ. 建物を新築したAが、当該建物の所有権を移転する意思がないのに、Bの承諾を得た上、当
該建物をB名義で保存登記していたところ、Bは当該建物をCに譲渡した。Bが無権利者であ
ることにつきCが善意であるときでも、Cは当該建物の所有権取得が認められない。

ウ. Bが、建物の所有者Aに無断で、Aの実印等を利用して当該建物をB名義で登記した。その
直後、Aはその事実を知ったが、長期にわたりB名義の登記を放置し黙認していたところ、B
は当該建物をCに譲渡した。Bが無権利者であることにつきCが善意であるときでも、Cは当
該建物の所有権取得が認められない。

エ. 建物の所有者AがBと合意して、当該建物につき売買予約をしたと仮装し、当該建物をB名
義で仮登記していたところ、Bは、真正に成立したものでない委任状によって、当該建物をB
名義で本登記した。その後、Bは当該建物をCに譲渡した。Bが無権利者であることにつきC
が善意・無過失であるとき、Cは当該建物の所有権取得が認められる。

オ. Aは、所有する建物について、所有権を移転する意思がないのに、当該建物の管理をゆだね
ていたBに売却する旨の売買契約書に署名押印した。さらに、BはAの面前で登記申請書にA
の実印を押なつしたがAは漫然と見ているだけであった。そして、Bは、当該登記申請書、別
の手続のため交付されていたAの印鑑登録証明書及び数か月前より預けられたままとってい
た登記済証を用いて当該建物の移転登記手続を行った。その後、Bは当該建物をCに譲渡した。
Bが無権利者であることにつきCが善意・無過失であるときでも、Cは当該建物の所有権取得
が認められない。

1. ア, エ
2. ア, オ
3. エ, オ
4. イ, ウ, エ
5. イ, ウ, オ

【No. 22】 表見代理に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 表見代理は権利外観法理を基礎としているから、民法第 109 条所定の表見代理(代理権授与の表示による表見代理)が成立するためには、相手方が善意・無過失であることが必要であるが、善意・無過失であることの立証責任は、表見代理の成立によって利益を得る相手方が負う。

イ. 一般人を勧誘して金員の借入れをしている会社の外交員 A から勧誘行為を委託されていた A の長男 B が、勧誘に際し、金員の借入れに係る会社の債務につき勝手に A を代理して、C との間で A を保証人とする保証契約を締結した場合、勧誘自体は単なる事実行為であっても、民法第 110 条所定の表見代理(権限外の行為の表見代理)が成立する要件である基本代理権があるとされる場合は、法律行為をなす代理権が与えられた場合に限られず、事実行為の委託がされた場合も含むものであるから、同条所定の表見代理が成立し、C は保護される。

ウ. 夫婦 A, B の一方の B が、民法第 761 条所定の日常の家事に関する代理権の範囲を越えて第三者 C と法律行為をした場合、日常の家事に関する代理権を基礎として一般的に同法第 110 条所定の表見代理を肯定すべきではなく、C においてその行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信じるにつき正当な理由があるときに限り、同条の趣旨が類推適用され、C は保護される。

エ. 会社甲の経理担当者 A が、甲の取締役である B から B 個人に法律効果の及ぶような行為をする代理権を与えられていなかった場合においても、専ら取締役として使用するために届け出があった B 名義の印章を預かり、B の不在中に B に代わり会社のため B の職務を行うことが認められていたときは、民法第 110 条所定の表見代理が成立する要件である基本代理権の存在に欠けることはなく、A が預かっていた印章を使用して勝手に B を代理して、C との間で B 個人名義の連帯保証契約を締結したときは、同条所定の表見代理が成立し、C は保護される。

オ. 無権代理人の責任について定める民法第 117 条は、本人側に何らかの帰責の要素を必要とする表見代理によっては保護を受けることのできない場合の相手方を保護し、もって取引の安全を保護しようとするものであるから、無権代理人の責任の要件と表見代理の要件をともに満たす場合には、相手方は表見代理の成立を主張しないで直ちに無権代理人に対して責任を問うことはできない。

1. ウ
2. エ
3. ア, イ
4. ウ, エ
5. ア, イ, オ

【No. 23】 不動産物権変動に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. Aは、所有する土地をBに売却した後、Bが登記をしない間に、当該土地にCのために地上権を設定し、Cが先に登記をした。地上権者は、民法第177条の第三者に該当せず、Bは、Cに対して当該土地について地上権の負担のない所有権を対抗することができる。

イ. Aが所有する建物をBに売却した後、Bが登記をしない間にAが死亡し、Aの相続人Cが当該建物の相続登記をした。相続人は、民法第177条の第三者に該当し、Bは、Cに対して当該建物の所有権取得を対抗することができない。

ウ. Aから建物を譲り受けたBは、Aから承継したCとの建物賃貸借契約を合意解除したが、Cは、立退料を受け取り、いったん立ち退いた後、再び占有を開始し、当該建物に居住し続けている。不法占拠者は、民法第177条の第三者に該当しないため、Bは、登記を備えていなくても、Cに対して当該建物の明渡しを請求することができる。

エ. A所有の土地についてAB間で通行地役権が設定され、Bが通路として使用していたが、当該土地がAからCに譲渡された。当該譲渡の時に、当該土地がBによって継続的に通路として使用されていることが物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、Cがそのことを認識することが可能であった場合、Cは、特段の事情がない限り、民法第177条の第三者に該当せず、Bは、登記を備えていなくても、Cに対して通行地役権を対抗することができる。

オ. A所有の土地についてBの取得時効が完成した後に、CがAから当該土地を譲り受け、登記を備えた。この場合、Cが背信的悪意者と認められるためには、Cが、当該土地の譲渡を受けた時点において、Bによる多年にわたる当該土地の占有継続の事実を認識しただけでは足りず、Bが取得時効の成立要件を充足していることをすべて具体的に認識していた必要がある。

1. ア, イ
2. ア, オ
3. イ, ウ
4. ウ, エ
5. エ, オ

【No. 24】 占有の承継による土地の時効取得に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. Aは、Cの土地を善意・無過失で8年間継続して占有した後、当該土地の登記記録を見て名義人がCであることを知っていたBに当該土地を譲渡した。Bは、その後3年間継続して占有しても、当該土地の所有権を時効取得することはできない。
2. Aは、Cの土地をC所有と知りながら無断で7年間継続して占有した後、当該土地の登記記録を見て名義人がCであることを知っていたBに当該土地を譲渡した。Bは、その後14年間継続して占有しても、当該土地の所有権を時効取得することはできない。
3. AがCの土地をC所有と知りながら無断で15年間継続して占有した後、Aが死亡してBが相続した。Bは相続の開始を知らなかったが、現実の占有状態に変化がなく、さらに7年間経過した後にBが相続の事実気づいても、Bは当該土地の所有権を時効取得することはできない。
4. AがCの土地を借りて7年間継続して占有した後、Aが死亡してBが相続した。Bは、当該土地が始めからA所有だと過失なく信じて当該土地の現実の占有を開始し、所有の意思をもって占有を10年間継続しても、当該土地の所有権を時効取得することはできない。
5. AがCの土地を借りて14年間継続して占有した後、登記記録を見て当該土地の名義人がCであることを知っていたBに譲渡した。Bは、その後7年間継続して占有しても、当該土地の所有権を時効取得することはできない。

【No. 25】 抵当権の効力としての物上代位権の行使には差押えが要件とされているが、その目的について、以下のようなⅠ～Ⅲ説がある。債権者Xのために、債務者Yが自己の建物に抵当権を設定し、その旨を登記していた事例において、Xが、Yが有する当該建物についての賃料債権に物上代位権を行使しようとする場合について、ア～ウの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。なお、Yに対しては、一般債権者としてZがいる。

(Ⅰ説) 差押えの目的は、目的債権の特定性を維持するためにすぎない。

(Ⅱ説) 差押えの目的は、優先権を保全するためである。

(Ⅲ説) 差押えの目的は、第三債務者を保護するためである。

ア. Ⅰ説によると、賃料債権が第三者に譲渡された後であっても、Xは物上代位権を行使し得ることになる。

イ. Ⅱ説によると、物上代位権の行使に当たっては、Xによる賃料債権への差押えがなくとも、Zによる賃料債権への差押えがあればよいことになる。

ウ. Ⅲ説によると、Xによる物上代位権の行使とZによる賃料債権への差押えとの優劣が争われた場合、Xによる賃料債権への差押えとZによる賃料債権への差押えの先後で優劣を決することになる。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. ア, イ
5. イ, ウ

No. 26～No. 30 は民法(債権, 親族及び相続)です。

解答は, 問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 26】 弁済の提供に関するア～オの事例のうち, 債務者Aが目的物を持参した行為が弁済の提供として有効とされるもののみをすべて挙げているのはどれか。ただし, 争いのあるものは判例の見解による。

ア. Aは, Bに対し, 売買契約に基づいて, Aが自宅で使用していた自己が所有する骨とう品の家具をBに引き渡す債務を負っていた。Aは当該家具を自宅で嚴重に保管していたところ, 引渡期日の前日に発生した大地震により一部毀損してしまったが, Aは引渡期日に当該家具をそのまま引渡場所であるBの自宅に持参した。

イ. Aは, Bとの間で, AがCから借用して自宅の居間に飾っていた観賞用の絵画の売買契約をCに無断で締結した。Aは引渡期日に当該絵画を引渡場所であるBの自宅に持参したが, BはAが持参した当該絵画の所有者が本当はCであることを売買契約締結前から知っていた。

ウ. 建物の賃借人Aは, 賃貸人Bの代理人である弁護士Cから賃料の支払の催告を受け, Cに指定された期日に指定されたCの事務所に賃料を持参したが, Cは不在で, 事情を知らない事務員Dしかいなかったため, AはDに対して持参した賃料の受領の催告をせずにそのまま引き返した。

エ. Aは, Bに対して100万円の金銭債務を負っていたところ, Aは, 返済期日にたまたま手元に現金がなかったため, 額面100万円の信用ある銀行の自己宛小切手を返済場所に持参した。

オ. Aは, Bに対して100万円の金銭債務を負っていたところ, Aは, 返済期日に現金100万円を用意したが, 誤って20万円少ない80万円を返済場所に持参した。

1. ア, イ, ウ
2. ア, ウ, エ
3. ア, エ, オ
4. イ, ウ, オ
5. イ, エ, オ

【No. 27】 契約の効力に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. Aが自己所有の建物をBに売却する契約において、Bが履行期日に代金の提供をせず、その後に移転登記を求める訴訟を提起した場合、Aが同時履行の抗弁権を主張すると、B敗訴の判決ではなく、Bからの代金の支払と引き換えにAは登記を移転せよという趣旨の判決が出される。

イ. Aが自己所有の建物をBに売却する契約を締結したが、代金の支払と登記の移転を行う履行期日の前日に隣家からの出火により当該建物が焼失した場合、代金支払請求権者であるAが危険を負担し、Bは代金を支払わなくてよい。この債権者主義を定める民法第534条第1項は強行規定であり、当事者がこれと異なる特約を設けることは認められていない。

ウ. 俳優Aが興行主Bとの間で、Bの劇場で芝居に出演する契約を締結したが、出演日の前に劇場が予測不可能な大地震により全壊した場合、芝居に出演する債務の債務者であるAが危険を負担するため、AはBに対して出演料の支払を請求することができない。

エ. 俳優Aが興行主Bとの間で、Bの劇場で芝居に出演する契約を締結したが、出演日の前に劇場がBの失火により焼失した場合、出演債務は履行不能となるから、AはBに対して出演料の支払を請求することができない。

オ. Aが自己所有の建物をBに売却する契約において、代金はBからCに支払う旨の合意をAB間でした場合、受益の意思表示を行ったCは、直接Bに対して代金の支払を請求することができるが、契約の当事者ではないため、Bが代金を支払わない場合でも、当該契約を解除することができない。

1. ア, イ
2. ア, オ
3. イ, エ
4. ア, ウ, オ
5. ウ, エ, オ

【No. 28】 債権譲渡に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。
ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 債権が二重に譲渡され、第一譲渡について譲渡人から債務者に口頭の通知がなされ、第二譲渡について譲渡人から債務者に対して内容証明郵便による通知がなされた場合、第二譲渡の内容証明郵便の到達より第一譲渡の通知が先であっても、第二譲渡の譲受人が優先する。

イ. 債権が譲渡され、一方で同じ債権が差し押さえられたが、確定日付のある譲渡の通知と差し押さえの通知がほぼ同時に到達し正確な先後が分からないときは、差し押債権者よりも譲受人が優先する。

ウ. 債権が二重に譲渡されたが、債務者がその事実を知らず対抗要件で劣後する債権者へ弁済してしまった場合、債権の準占有者への弁済となるから、債務者に過失があっても弁済は有効となる。

エ. 賭博契約によって発生した債権が譲渡され、債務者が異議をとどめない承諾をした場合であっても、特段の事情がない限り、債務者は、譲受人に対し、当該賭博契約の公序良俗違反による無効を主張して債務の履行を拒絶することができる。

オ. 債務者の土地に設定されていた抵当権の被担保債権が弁済された後、抵当権の登記を抹消しないうちに当該債権が抵当権付きのものとして譲渡された場合、債務者は、異議をとどめない承諾をした場合であっても、当該債権の譲受人に対し、弁済による抵当権の消滅を主張することができる。

1. ア, イ
2. ア, エ
3. イ, ウ
4. ウ, オ
5. エ, オ

【No. 29】 次の文章は、ある最高裁判所判決の抜粋である。空欄A、B及びCに入る文をア～エから選んだ組合せとして妥当なのはどれか。

〔(1及び2略)〕

3 被告人Yが本件建物の建築に着手した平成12年1月5日の時点において、国立市の景観条例と同様に、都市の良好な景観を形成し、保全することを目的とする条例を制定していた地方公共団体は少なくない状況にあり、東京都も、東京都景観条例を既に制定し、景観作りに関する必要な事項として、都の責務、都民の責務、事業者の責務、知事が行うべき行為などを定めていた。また、平成16年6月18日に公布された景観法は、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」と規定した上、国、地方公共団体、事業者及び住民の有する責務、景観行政団体がとり得る行政上の施策並びに市町村が定めることができる景観地区に関する都市計画、その内容としての建築物の形態意匠の制限、市町村長の違反建築物に対する措置、地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の条例による制限等を規定しているが、これも、良好な景観が有する価値を保護することを目的とするものである。そうすると、

もっとも、この景観利益の内容は、景観の性質、態様等によって異なり得るものであるし、社会の変化に伴って変化する可能性のあるものでもあるところ、現時点においては、私法上の権利と心得るような明確な実体を有するものとは認められず、景観利益を超えて「景観権」という権利性を有するものを認めることはできない。

4 ところで、 そして、景観利益は、これが侵害された場合に被侵害者の生活妨害や健康被害を生じさせるという性質のものではないこと、景観利益の保護は、一方において当該地域における土地・建物の財産権に制限を加えることとなり、その範囲・内容等をめぐって周辺の住民相互間や財産権者との間で意見の対立が生ずることも予想されるのであるから、景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されているものということができることなどからすれば、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。〕

ア. 良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益(以下「景観利益」という。)は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。

イ. 都市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべきである。

ウ. 民法上の不法行為は、私法上の権利が侵害された場合だけではなく、法律上保護される利益が侵害された場合にも成立し得るものである(民法709条)が、本件におけるように建物の建築が第三者に対する関係において景観利益の違法な侵害となるかどうかは、被侵害利益である景観利益の性質と内容、当該景観の所在地の地域環境、侵害行為の態様、程度、侵害の経過等を総合的に考察して判断すべきである。

エ. 良好な景観の恵沢を享受する利益(以下「景観利益」という。)は、要保護性の程度において劣る利益であり、生命・健康等には全く影響がなく、単なる心理的充足感・愉悦感にすぎないにもかかわらず、その侵害においては、所有権に基づき相手に有無をいわず妨害排除ができ、法的根拠としてより強力になるというのでは、明らかに不当である。

1. A—ア, B—イ, C—ウ
2. A—ア, B—ウ, C—イ
3. A—イ, B—ア, C—ウ
4. A—イ, B—エ, C—ウ
5. A—エ, B—ウ, C—イ

【No. 30】 遺留分に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 被相続人の配偶者、弟、妹の3人が相続人であったとすると、それぞれの遺留分の割合は、順に、 $\frac{3}{8}$ 、 $\frac{1}{8}$ 、 $\frac{1}{8}$ である。

イ. 相続開始の6か月前に被相続人が相続人以外の者に贈与をしていたときは、遺留分は当該贈与の価額を含めて算定される。

ウ. 遺留分減殺請求権は、特段の事情がある場合を除き、債権者代位権の目的とすることができる。

エ. 相続開始の2年前に被相続人が相続人の1人に贈与をしていた場合は、それが特別受益に当たるときは、遺留分は当該贈与の価額を含めて算定される。

オ. 遺留分は、家庭裁判所の許可を受ければ、相続開始前に放棄することができる。

1. ア, イ, ウ
2. ア, イ, エ
3. ア, ウ, エ
4. イ, エ, オ
5. ウ, エ, オ

No. 31～No. 35 はミクロ経済学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 31】 ある企業の生産関数が

$$Y = K^{\frac{3}{4}} L^{\frac{1}{4}} \quad (Y: \text{産出量}, K: \text{資本量}, L: \text{労働量})$$

で表されている。また、資本及び労働の要素価格はそれぞれ 3, 16 である。この企業が産出量を 40 に固定したままで費用最小化を図った。この場合の最適資本量はいくらか。

1. 60
2. 65
3. 70
4. 75
5. 80

【No. 32】 完全競争市場において、企業の短期の総費用関数が

$$TC = \frac{1}{3}x^3 - 2x^2 + 10x + 20$$

で示されるとする。ここで、 TC は総費用、 x は生産量を表す。このとき、操業停止点における生産量はいくらか。

1. 1
2. 3
3. 5
4. 7
5. 9

【No. 33】 完全競争市場において、 X 財の需要曲線が $p = 10 - 2x$ ，供給曲線が $p = 6x$ で与えられている。ここで、 p は X 財の価格， x は X 財の数量を表す。

X 財の生産者に対して財 1 単位当たり 4 の従量税が課されたとき，課税後の均衡における消費者と生産者の租税負担割合の組合せとして正しいのはどれか。

	消費者	生産者
1.	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
2.	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$
3.	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$
4.	$\frac{2}{5}$	$\frac{3}{5}$
5.	$\frac{3}{5}$	$\frac{2}{5}$

【No. 34】 独占企業が二つの異なる市場 1，2 で製品を販売しており，この企業は両市場で異なる価格を設定して販売することができる。それぞれの市場の需要関数は

$$q_1 = 300 - p_1$$

$$q_2 = 120 - 4p_2$$

である。また，総費用関数は $c = x_1^2 + x_2^2$ である。ここで， q_1 は市場 1 の需要量， p_1 は市場 1 の価格， q_2 は市場 2 の需要量， p_2 は市場 2 の価格， c は総費用， x_1 は市場 1 の供給量， x_2 は市場 2 の供給量を表す。この企業が利潤最大化をした結果としての価格の組合せとして正しいのはどれか。

	p_1	p_2
1.	100	18
2.	200	21
3.	200	27
4.	225	18
5.	225	27

【No. 35】 表は、プレイヤー1がA又はBの戦略を、プレイヤー2がI又はIIの戦略をとった場合の、プレイヤー1及びプレイヤー2の受け取る利得水準を示している。表の()内の左側の数字はプレイヤー1の利得、右側の数字はプレイヤー2の利得である。これに関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

ただし、両プレイヤーは協調行動をとらず、互いに相手の戦略を予想しながら、自己の利得が最大となるような戦略を選ぶものとする。

		プレイヤー2	
		戦略I	戦略II
プレイヤー1	戦略A	(a, b)	$(-5, 8)$
	戦略B	$(7, -6)$	$(\frac{a}{2}, \frac{b}{2})$

1. $a = 6, b = 6$ のとき、戦略の組合せ[B, II]はナッシュ均衡であり、かつ、パレート効率的な状態である。
2. $a = 6, b = 6$ のとき、戦略の組合せ[A, I]及び戦略の組合せ[B, II]はどちらもナッシュ均衡である。
3. $a = 8, b = 10$ のとき、戦略の組合せ[B, II]はナッシュ均衡であり、かつ、パレート効率的な状態である。
4. $a = 8, b = 10$ のとき、戦略の組合せ[A, I]及び戦略の組合せ[B, II]はどちらもナッシュ均衡である。
5. $a = -12, b = 10$ のとき、戦略の組合せ[B, II]はナッシュ均衡であり、かつ、パレート効率的な状態である。

No. 36～No. 40はマクロ経済学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 36】 ある国のマクロ経済が次のように示されている。

$$Y = C + I + G$$

$$C = 40 + 0.8(Y - T)$$

$$I = 80$$

$$T = tY$$

ここで、 Y は国民所得、 C は民間消費、 I は民間投資、 G は政府支出、 T は租税、 t は限界税率を表す。完全雇用国民所得が800であるとき、完全雇用と財政収支均衡を同時に達成する限界税率はいくらか。

1. 0.10
2. 0.15
3. 0.20
4. 0.25
5. 0.30

【No. 37】 ある国のマクロ経済が次のように示されている。

$$Y = C + I + G$$

$$C = 10 + 0.6(Y - T)$$

$$I = 120 - i$$

$$G = 40$$

$$T = 20$$

$$M = L$$

$$M = 10$$

$$L = 0.1Y + 10 - i$$

ここで、 Y は国民所得、 C は民間消費、 I は民間投資、 G は政府支出、 T は租税、 i は利子率、 M は貨幣供給、 L は貨幣需要を表す。この経済において、政府支出が40から50に増加したとき、クラウディング・アウト効果によって生じる国民所得の減少分の大きさはいくらか。

1. 2
2. 4
3. 5
4. 7
5. 9

【No. 38】 現金通貨を C 、預金通貨を D 、支払準備金を R とすると、公衆の現金・預金比率が $\frac{C}{D} = 0.02$ であり、市中銀行の支払準備率が $\frac{R}{D} = 0.01$ であるとき、貨幣乗数はいくらか。

1. 30
2. 34
3. 38
4. 42
5. 46

【No. 39】 新古典派経済成長モデルが次のように示されている。

$$Y_t = 0.4K_t^{\frac{1}{2}}L_t^{\frac{1}{2}}$$

$$Y_t = C_t + I_t$$

$$C_t = 0.8Y_t$$

$$K_{t+1} = K_t + I_t$$

$$L_{t+1} = 1.02L_t$$

ここで、 Y_t は t 期の産出量、 K_t は t 期の資本量、 L_t は t 期の労働量、 C_t は t 期の消費、 I_t は t 期の投資を表す。このとき、資本・労働比率 $\frac{K_t}{L_t}$ は時間の経過とともにいくらの値に収束するか。

ただし、初期の資本量と労働量は正の値であるとする。

1. 12
2. 16
3. 20
4. 24
5. 28

【No. 40】 あるマクロ経済は五つの家計で構成されている。五つの家計の所得はそれぞれ0円, 100万円, 200万円, 300万円, 400万円である。この経済のジニ係数はいくらか。

1. $\frac{1}{5}$
2. $\frac{2}{5}$
3. $\frac{3}{5}$
4. $\frac{4}{5}$
5. 1

No. 41～No. 45 は財政学・経済事情です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 41】 我が国の財政制度に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 政府は、単年度主義の原則から、予算を毎年作成し、国会の議決を経なければならない。ただし、この原則にも例外が存在し、そのうち、継続費は、その性質上又は予算成立後の事由により年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用できる経費である。この制度は現在、公共事業関係費を中心に幅広く活用されている。
2. 一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合には、法律をもって特別会計を設けることができる。特別会計は、一般会計と相互につながりを持っており、一般会計から特別会計への財源繰入れを行ったり、逆に特別会計から一般会計への剰余金の繰入れを行ったりしている。
3. 会計検査院は、一会計年度の予算の執行が完結すると、事業の執行状況を検査し、国の決算を作成する。その後、内閣の同意を得た上で、当会計年度の決算を国会に提出する。国会における決算の審議は、予算と同様、衆議院に先議権が認められている。
4. 地方交付税は、総額のうち60%を普通交付税、残りの40%を特別交付税に充てられる。また、地方交付税には所得税、法人税、酒税の約3割が充てられるが、たばこ税や消費税が地方交付税に充てられることはない。
5. 公的年金の財政方式には、大別して積立方式と賦課方式の2通りがある。積立方式には、予測し得ないインフレといった不確実性に対応できるという利点があり、賦課方式には、高齢化の進行等により人口構成の変化が生じて、各世代が年金の負担・給付に関して影響を受けることがないという利点がある。

【No. 42】 我が国の財政事情に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 平成 21 年度一般会計当初予算の一般歳出は、基礎年金の国庫負担割合の引上げ等により、前年度当初予算比 9.4 % 増の 51 兆 7,310 億円となったが、その増額分を地方交付税交付金等の削減や前年度における剰余金の繰入れ等により補ったため、平成 21 年度公債発行予定額は前年度当初発行予定額に比べて 9,460 億円の減額となった。
2. 平成 21 年度一般会計当初予算の ODA 予算は、アフガニスタン復興支援の目的で、アフガニスタンにおける警察官の給与負担や職業訓練といった民生部門を中心に新規拠出を行ったことなどから、前年度当初予算比 4.0 % 増の 6,722 億円となり、3 年連続の増額となった。
3. 平成 21 年度財政投融資計画額は、経済の安定強化といった分野に重点的に資金を配分し、他の事業については真に必要な資金需要への絞込みを徹底したことから、当初計画ベースで前年度比 2.5 % 減の 15 兆 8,632 億円となった。一方、平成 20 年度末財政投融資計画残高は 216 兆円にまで達しており、過去最高の水準となっている。
4. 国債の大量発行が続く中、国債の安定的な消化を確保するため、政府は、国債保有者層の多様化に向けた取組を実施している。海外投資家向けでは、「国債に係る海外説明会(海外 IR)」を開催しており、こうした努力により、海外投資家の国債保有割合は、平成 20 年末において、5 割を超える水準となっている。
5. 平成 21 年度税制改正では、環境性能に優れた自動車への買換・購入需要を促進するとともに、低炭素社会の実現を目指すために、自動車重量税について時限的に減免措置を講じたほか、経済に大きな波及効果を期待できる住宅投資の活性化のために、住宅ローン減税を大幅に拡充した。

【No. 43】 2000年代後半における我が国の景気後退局面に関する次の記述のうち、妥当なのほど
れか。

1. 実質 GDP 成長率を内需、外需の寄与に分けて見ると、リーマン・ショックの影響により、外需の寄与が大幅なマイナスとなっているが、消費者物価の下落などによる耐久財消費を中心とした個人消費が下支えとなり、内需の寄与は若干のプラスとなっている。
2. 株価及び銀行貸出の変化率(景気の高から前後 6 か月の最大値と、2009 年第 1 四半期の前後 6 か月の最小値)を見ると、株価は金融株等で大幅な下落となった一方、輸出関連株では大きな変化は見られず、また株価の下落を受けた企業業績の悪化を通じ、銀行貸出の減少率は株価の下落率以上のものとなった。
3. 住宅建設の動向を見ると、住宅着工戸数は 2007 年 6 月の改正建築基準法施行の影響により同年の夏から秋にかけて大幅に減少したが、リーマン・ショックの影響が一巡すると、地価・資材価格の底打ち感から貸家、分譲住宅を中心として増加傾向に転じ、2009 年半ばには法施行前の水準を超えた。
4. 鉱工業の生産、出荷、在庫の推移を見ると、リーマン・ショック後から 2009 年初めにかけて、生産、出荷ともに急速な減少を示した。また、これに伴って在庫率(出荷に対する在庫の比率)は急速に上昇した。
5. 毎月勤労統計調査に基づき、リーマン・ショック後から 2009 年前半にかけての賃金の動きを見ると、急速な減産に伴う残業時間の減少を受けた所定外給与の減少が特別給与とともにマイナスに寄与する一方で、労働者に占めるパートタイム労働者比率の下落により所定内給与はプラスに寄与している。

【No. 44】 近年の我が国の経済事情に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 社会保障給付費の GDP 比は上昇基調にあり、これには主要な内訳である年金、医療、福祉その他(介護が含まれる)のいずれもが寄与している。近年の構成比を見ると、社会保障給付費の約半分を医療が占め、次いで年金が約 3 割、残りが福祉その他となっている。
2. 不良債権残高(金融再生法開示債権)を見ると、主要行等では 2002 年 3 月期のピーク時に約 56 兆円であったが、その後、景気が回復する中で急速に処理を進めてきた。しかし、リーマン・ショック後の景気低迷に伴う企業業績の悪化を受け、2009 年に入ると不良債権残高は 2002 年 3 月期のピークを更新した。
3. 我が国の輸出依存度(SNA ベースの財貨・サービスの輸出の実質 GDP に占める割合)を見ると、1980 年代には 8% 弱であったが、2000 年には 20% 程度に上昇した。その後、内需主導の景気回復を反映し、2008 年には再び一桁台となった。
4. 労働力調査によると、会社や団体等に雇われて働いている雇用者の約 3 分の 1 に当たる約 1,700 万人(2009 年 1 - 3 月平均)が非正規雇用者となっており、1984 年から 2008 年までのデータで見ると、雇用者における非正規比率は上昇基調にある。
5. 就業構造基本調査によると、賃金の格差について、我が国の労働所得で計算したジニ係数は 1987 年以降、緩やかに上昇していたが、1997 年以降は 20~24 歳を除くすべての層で労働所得のジニ係数が低下しており、格差は縮小している。

【No. 45】 最近の世界経済に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. アメリカ合衆国では、2008年9月のリーマン・ショックを契機に金融資本市場が混乱し、金融危機に陥った。さらに、金融資本市場の混乱は実体経済にも波及し、景気は急速に悪化した。これに対し、連邦準備制度理事会(FRB)は、同年12月、政策金利の誘導目標水準を0～0.25%にまで引き下げ、事実上のゼロ金利政策に移行した。
2. 英国では、金融セクターのGDPに占める割合が高く、世界的な金融危機の影響により経済情勢は急速に悪化した。さらに、景気悪化によるポンド安を背景に、インフレの進行や外貨の流出が顕著に見られたため、欧州中央銀行(ECB)は、2009年4月、6月の2度にわたり、低金利にあった政策金利の引上げを実施した。
3. ドイツでは、住宅バブル崩壊による影響で建設セクターを中心に急激な雇用削減が進んでいることに加え、国内の雇用環境の悪化にもかかわらず東欧からの移民の流入が続いていることから、2009年の失業率は20%近くまで上昇しており、ユーロ圏で最悪の水準にある。
4. 中国では、2000年頃から、経済成長に伴う消費ブームにより家計部門の預金残高が急速に低下し、家計貯蓄率(都市部)は下落を続けたが、2008年秋以降の株価の下落や景気の減速により、2009年に入ってから、家計貯蓄率(都市部)の下落は下げ止まった。
5. インドでは、輸出品目のうち、主に先進国への依存度が高いハイテク製品のシェアが3割超と大部分を占め、先進国の需要動向に左右されやすい貿易構造となっており、2009年の実質GDP成長率は先進国への輸出の急減により、6年ぶりにマイナス成長となった。

No. 46～No. 50 は経営学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 46】 事業戦略及び多角化戦略に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 1960年代の米国で、合併・買収ブームを契機として流行したコングロマリットとは、合併・買収によって高度に垂直統合を果たした企業のことである。コングロマリットの収益性は、他の戦略をとる企業と比べて、売上高や税引き後利益の面だけでなく、他の多くの利益指標の面でも成長率は有意に高く、米国の大手企業は現在でもコングロマリットが大半を占めている。
2. アンゾフは企業の成長の方向性を、製品・市場が現在のものにとどまるか、新規のものに進出するかという2軸によって分類した。両者とも現在のものにとどまった場合を拡大化といい、また多角化については製品が新規、市場が現在の場合を垂直的統合、製品が現在、市場が新規の場合を水平的多角化、両者とも新規の場合を同心的多角化と位置づけている。
3. シナジー効果と規模の経済性とは全く同一の概念であり、一定期間内に生産する数量が大きくなるほど、製品一つ当たりのコストが下がる効果を指している。このためシナジー効果を追求しようとする企業は、多角化戦略として垂直的統合を採用するべきであり、複数の事業(製品)で利用可能な共通部品を大量生産方式で製造することが必要である。
4. 製品ライフサイクルとは、市場(製品)の成長段階を導入期、成長期、成熟期、衰退期に分け、それぞれに適合的な戦略があるとする考え方である。導入期から成長期にかけてはチャネル政策の開放型から閉鎖型への移行、販売促進のプル型からプッシュ型への移行が、成熟期はコスト・リーダーシップ戦略の採用、衰退期は新たな市場へ進出する多角化戦略の採用が推奨される。
5. OEM(Original Equipment Manufacturing)とは、相手先ブランドによる製品供給を目的とする製造受託のことである。OEMの受託企業は、自社の生産能力の余剰を有効活用することで規模の経済性を享受することができ、開発及び生産コストの低減が可能となる一方、委託企業は内製していない製品を自社ブランドに加えて、フルラインナップ化が可能になる。

【No. 47】 品質管理及び生産管理に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 製品の総合品質は設計品質と適合品質とに大別される。設計品質とは「適合品質をねらって製造した製品の実際の品質」、つまり製品の建て付け、信頼性、耐久性などのことであり、適合品質とは「製造の目標としてねらった品質」のことで、設計図に盛り込まれた性能・機能のレベルのことである。
2. 不良とは、製品が規格・仕様・図面などの必要事項から乖離していることで、工場内で見つかる不良品には再納品や値引きなどのためのコストがかかる。このため品質コストの低下には、工程能力を高めてもほとんど効果がなく、設計品質の改善を通じて不良率を低下させることが必須となる。
3. 内部不良とは製品出荷後に市場で見つかるフィールド不良のこと、外部不良とは製品出荷前に工程内で見つかる不良のことである。内部不良率の水準は、既に出荷された製品に対する、顧客からの苦情・クレームの発生率によって測定され、外部不良率は、工程内で検査などにより発見され、廃棄又は手直しがとられた不良品の率で把握される。
4. QCサークルとは、同じ職場内で品質管理活動を自主的に行う小グループ活動のことであり、現場からのボトムアップ的な改善活動が中心となる。QC手法と言われる定型的な問題解決手順を使って、全員参加で継続的な改善活動を行い、その機能は改善による競争力向上と、意思決定参加による従業員のやる気の向上であるとされている。
5. 製品・工程ライフサイクルが標準化の段階へ移行するにしたがって、工程は不特定多数の製品モデルに対応して多様性を増すが、その反面、学習効果を享受することができずに生産性は低下していくことになる。この現象をアバナシーはプロダクティビティ・ジレンマと呼んだ。典型的には1920年代に、GM(ゼネラル・モーターズ)が直面したジレンマのことである。

【No. 48】 イノベーション・マネジメントに関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. クリステンセンは、技術の軸と市場の軸による「四象限モデル」でイノベーションを類型化し、それぞれの類型と企業家の役割を分析した。これによれば、既存のマーケットに全く新しいイノベーションを持ち込む構築的革新の遂行者が企業家的企業家であり、既存の技術体系を用いて新たなマーケットを構築する革命的革新の遂行者が市場志向型企業家であるとされる。
2. 分断的技術とは、既存市場で持続的技術革新に邁進するリーダー企業から見て、機能面で既存技術より圧倒的に優れた性能を持ち、生み出す利益も大きな技術のことである。したがって、分断的技術が開発されることで、既存の価値ネットワークが強化され、リーダー企業にとっては常に望ましい結果をもたらされることになる。
3. 製品アーキテクチャには、モジュラー型とインテグラル型の2種類がある。機能と部品の対応関係がほぼ一対一に仕分けられるインテグラル型から、ある機能を複数の部品によって実現するモジュラー型への移行は急速に起こりやすく、インテグラル型に適合的な組織形態の企業が、この移行への対応に後れをとる現象をモジュラリティ・トラップという。
4. 製品ライフサイクル説に対して加えられた重要な修正の一つに、産業の脱成熟化という概念がある。これにより、一方向的な従来のライフサイクル仮説の限界が指摘され、ライフサイクルの逆転ないし再出発の可能性を含めた、より応用性の高いモデルが示された。例えば、腕時計の機械式からクォーツ式への転換が、脱成熟化の例としてよく知られている。
5. ネットワーク外部性とは、ある製品・サービスを使うユーザの数が増えるにしたがって、その製品・サービスを提供する企業の獲得する便益が高まっていく性質のことである。この性質が強いと言われる情報通信産業の製品・サービスでは、複数の規格が並存するような結果になるため、デファクト・スタンダードは生まれにくい。

【No. 49】 組織のプロセスに関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 近代組織論の創始者とされるマーチは、各々の組織メンバーには無関心圏が存在し、その圏内では命令の内容は意識的に反問することなく受容され得ると考えた。無関心圏が小さいということは、上司の命令に対して忠実で従順である反面、受動的で、言われたことは実行するが、自ら問題解決を行っていきような行動はとらないということの意味する。
2. バーナードは公式組織を「2人又はそれ以上の人々の、意識的に調整された諸活動又は諸力のシステム」と定義し、その成立条件、存続条件を明らかにした。公式組織の成立条件は、組織の目的達成の程度を表す「組織の能率」と、組織が必要とする個人的貢献を引き出すのに足りるだけの有効な誘因を提供できる程度を表す「組織の有効性」の二つである。
3. 現実の組織では、首尾一貫した効用関数のようなものが存在せず、意思決定の代替案がどのような結果をもたらすかということも予測できず、決定機会にどの組織メンバーが参加するののかも分からない状態で決定を行うことが度々観察される。こうした、①問題のある選好、②不明確な技術、③流動的参加によって特徴づけられる状態を、組織化された無政府状態と呼ぶ。
4. 人間は全知全能ではないので、問題のサイズが大きすぎると時間と能力の限界を超えてしまい、問題を解けなくなる。だからといって人間は、本質的に不合理な存在ではなく、限定された範囲の問題については合理的に意思決定を行うことができる。こうした限定合理性の概念を前提とした人間モデルが「経済人モデル」であり、経済人の行う意思決定モデルが最適化意思決定である。
5. 組織が外的適応や内的統合の問題への対処を学習する際に、発明し、発見し、発展させた基礎的仮定のパターンを、組織文化研究で有名なミンツバーグはテクニカル・コアと定義した。テクニカル・コアは、よく機能し有効であると認められる方法であるので組織メンバーによって共有されるが、経済性を発揮するためには外部環境に対して常に開かれていることが前提となる。

【No. 50】 動機づけに関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 期待理論を提唱したブルームは、期待理論の考え方で職務満足と生産性向上との関係を説明することができるので、成果が報酬をもたらすという関係性を強めることによるのみ生産性向上が期待できるとした。こうした考え方は後にローラーに引き継がれ、内発的な動機づけ理論として体系化された。
2. マズローの欲求段階説によれば、人間の基本的欲求は生存欲求、関係欲求、成長欲求の3カテゴリに分類され、これらの欲求は階層構造を持ち、低次のものから順に動機づけ要因として作用すると考えられる。欲求段階説は多くの後続の研究者によって実証され、過程論と呼ばれる一連の動機づけ理論に対して理論的基盤を提供したと評価されている。
3. マグレガーは人間行動に関する理論を、X理論とY理論とに大別した。統合の原則とされるY理論は、人間は生まれながらに仕事が嫌いなので、働かせるためには強制、命令、脅しが必要であると考えたのに対して、階層原則とされるX理論は、仕事は人間にとって満足の源泉になるので、組織目標を個人的目標として受け入れられるようにすることが必要と考える。
4. アトキンソンの達成動機づけ理論では、動機づけの強さは、個人のパーソナリティ要因である達成動機の強弱と、提示された課題の主観的な成功確率である期待と、課題遂行から得られる誘因価との積によって決定されるとする。この理論によれば、人間は、自分にとって適度なチャレンジとなるような課題に対して最も動機づけられる。
5. 目標管理制度(MBO)とは、上司が部下に逐一命令する管理体制に替えて、目標による管理を通じて部下の自主性を引き出すための制度のことで、これにより部下の権限と責任は縮小することになる。近年の日本企業では、一般的に、成果主義の一環としてMBOを導入したことによって、目標とその達成度が客観的に示され、納得性も高くなり部下のモチベーションを引き出すことができた一方、人件費は大幅に増大したとされる。

No. 51～No. 55 は国際関係です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 51】 国際関係の理論に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. M. ワイトは『国際理論：三つの伝統』において、現実主義、合理主義、革命主義という三つの思想の伝統を区別した。彼によれば、現実主義(マキャベリ主義)は国際関係を力の闘争の場としてとらえ、革命主義(カント主義)は何らかの理念に基づいて普遍的世界共同体を実現しようとする。両者の中間に立つ、合理主義(グロティウス主義)は秩序ある国家間関係を模索する。
2. R. コヘインと J. ナイは『力と相互依存』において、対称的な相互依存が深化することにより共通の利益が生まれるという立場を批判した。彼らは、相互依存関係にある二カ国が「囚人のジレンマ」に陥り、その関係を断ち切る傾向が強まると分析して、軍事力が国際関係における唯一の重要な手段であるとみる伝統的なリアリズムに立脚した相互依存論を展開した。
3. J. ラギーは『世界政治体を構築する』において、「埋め込まれた自由主義」という概念に基づいて第二次世界大戦後のブレトンウッズ体制の分析を試みた。彼によれば、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)の基本原理は、あくまでもレッセ・フェールの自由貿易であり、社会福祉政策とは相容れない新自由主義経済政策が GATT 締約国には埋め込まれてきたことになる。
4. B. ラセットは『パクス・デモクラティア：冷戦後世界への原理』において、民主主義諸国の外交政策の本質を解き明かそうとした。彼の「民主的平和論」は、アメリカのような民主主義諸国が冷戦後の世界で民主化を支援すべきであり、権威主義体制の諸国については、軍事力を行使してでも強制的な民主化を図るべきであると主張するものであり、2003年のイラクへの武力行使を支持した。
5. A. ウェントは『国際政治の社会理論』などを通して、構成主義(コンストラクティビズム)の主導的理論家として知られるようになった。彼は、国際政治はアナーキーな状態にあり、国際システムの構造(=力の分配)が変化することによって、その変化の枠内で行為主体の行動は規定されていくという客観的法則を演繹的に導き出した。

【No. 52】 日米関係に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 1905年6月、日本政府はアメリカ大統領 T. ルーズベルトに日露戦争の終結のための斡旋を依頼したが、米国内で日本人移民に対する排斥運動が激化したために、ルーズベルト大統領は日本の依頼を断った。結局、ドイツ政府の斡旋により日露講和会議が開催され、日露講和条約が締結された。
2. 1915年1月、日本は中華民国の袁世凱総統に対して21カ条の要求を行った。袁世凱はこれに反発し、アメリカに対して中華民国を支持するよう依頼した。しかし、日本との軍事衝突を恐れたアメリカは、山東省のドイツ権益の継承や中華民国に対する政治・財務・軍事顧問の招聘に関する日本政府の要求に反対する態度を示すことはなく、それらを容認した。
3. 1951年9月に調印された日米安全保障条約は、日本が基地提供を義務付けられている一方、アメリカは条約上明確に日本防衛の義務を負っていないという「片務性」「不平等性」があるとの批判が日本国内でなされていた。1957年に首相になった岸信介は、この条約の改定に取り組み、1960年1月に渡米して D. アイゼンハワー大統領と会談、新たな日米安全保障条約に調印した。
4. 日本の繊維製品(毛織物と化繊)の対米輸出規制をめぐる日米経済摩擦は、1969年1月にアメリカ大統領に就任した R. ニクソンによる大統領選挙での公約に端を発していたことも一因となり、日米交渉が政治問題化して行き詰まった。その行き詰まりを打開するために佐藤栄作首相は、沖縄返還という政治目標を諦めることによって、ニクソン大統領との間で交渉をまとめた。沖縄返還は、その後、田中角栄首相の時に実現した。
5. 1993年7月、B. クリントン大統領は東京で演説を行い「新太平洋共同体」構想を発表して、同年内に初のアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議を開催しようと試みた。しかし、クリントン演説の直後に実施された衆議院選挙の結果、非自民の連立政権が誕生し、細川護熙が首相になった。それまでの自民党政権の親米路線を批判していた細川首相は、アメリカを構成員としない「東アジア共同体」構想を発表するとともに、APEC 首脳会議への参加を見送った。

【No. 53】 国際機構に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 国連安保理は、国連憲章第7章の下、その軍事的強制措置に従事する軍隊として「国連軍」を保有する。国連加盟国から特別協定によって提供される兵力からなり、軍事参謀委員会の指揮の下におかれる「国連軍」は、1950年の朝鮮戦争の際、国連安保理をソ連が欠席するという特殊な状況下で結成されたことがある。21世紀に入って9.11テロ事件以降は、国連安保理決議がなくても、軍事参謀委員会の判断によって「国連軍」を展開できるようになった。
2. 世界貿易機関(WTO)は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果を受け、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)を発展的に解消させる形で設立された。WTOへの加盟は、WTO設立協定のほか、WTO協定に附属する複数の多角的貿易協定を受け入れることも意味している。附属協定には、貿易に関連する投資措置(TRIMS)に関する協定、サービスの貿易に関する一般協定(GATS)、貿易に関連する知的所有権(TRIPS)に関する協定などが含まれる。
3. 国際エネルギー機関(IEA)は、1960年代に経済成長を遂げていた日本や西ヨーロッパ諸国が経済協力開発機構(OECD)理事会に諮って、1968年にその設立が決まった。その後、1973年10月に第1次石油危機が諸国を襲うと、IEAは緊急時石油融通システムで対処しようとしたが、最大の石油備蓄を誇るアメリカが参加していなかったため、うまく機能しなかった。そのため、1975年にランブイエで開催された先進国首脳会議の場で、IEAへのアメリカの参加が決まった。
4. 国連児童基金(UNICEF)は、国連国際児童緊急基金を前身とし1953年に改組・改称した、国連総会の補助機関である。2000年の国連ミレニアム開発目標には、「2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する」というターゲットがあるが、水と衛生の欠乏による影響を受けやすい児童を緊急に援助する観点から、UNICEFが各種プロジェクトを積極的に推進した結果、2008年にはこの目標を達成した。
5. 国連開発計画(UNDP)は、インドのナルマダ計画などの大型開発プロジェクトに対する世界銀行の融資の実施に対して、1994年、「人間開発」や「人間の安全保障」などの新たな概念に基づいて同プロジェクトの見直しを求めた。しかし、世界銀行は「開発」概念の見直しを拒否し、現在に至るまで同プロジェクトに対する融資を継続している。

【No. 54】 ヨーロッパ統合に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. クーデンホーフ・カレルギー伯爵は、1923年に『パン・ヨーロッパ』を出版して、その後のパン・ヨーロッパ運動を組織した。彼は、1929年に国際連盟総会場で「ヨーロッパ連邦」構想を提案したブリアン外相に対しては批判的な姿勢を貫き、1930年代に入ると、ナチス・ドイツを中心にヨーロッパ統一を図ろうとしていたヒトラーをパン・ヨーロッパ運動の名誉総裁に推戴した。
2. シューマン外相は、1950年5月にヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(ECSC)設立を求める演説を行った。しかし、仏独の歴史的和解を主目的として、ECSCという超国家機構への「主権の委譲」を手段とするシューマンの構想に対して、まずイギリスとイタリアが不参加の姿勢を示し、次にベネルクス諸国も大国主導の統合だと批判して、結局は、ECSC創設の試みは失敗した。
3. ドゴール大統領は、1961年及び1967年にイギリス政府のヨーロッパ経済共同体(EEC)への加盟を拒否した。しかし、アイルランドとデンマークについては、両国がフランスの主導的立場を脅かさないことを理由にドゴールが加盟を認め、1960年代に両国はEECへ正式加盟を果たした。他方、イギリスのEEC加盟が実現するのは、ドゴールの退陣後にポンピドゥー政権が誕生して以降の1970年代初頭になった。
4. 1993年11月に発効したマーストリヒト条約は、共通外交安全保障政策(CFSP)という文言を明記したが、共通防衛政策に関する具体的な明文規定は含んでいなかった。しかし、1998年12月に英仏首脳がサンマロ会議で共同宣言を発出して、CFSPの枠組みの中で共通防衛政策を模索すべきであると合意したことをきっかけに、ヨーロッパ安全保障防衛政策(ESDP)が発展することになり、2003年2月発効のニース条約によってその法的根拠が明文により規定された。
5. マーストリヒト条約発効後、ヨーロッパ連合(EU)の外相理事会の常任議長国(英、独、仏)の外相が、EU代表として国際会議に参加するなど、EUの「外務大臣」としての役割を担っていたが、2009年12月に発効したリスボン条約では、その明文規定に基づき、CFSP担当上級代表というポストが新設され、一貫したEU外交の担い手になることとされた。

【No. 55】 冷戦期の国際関係に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 第二次世界大戦によって荒廃したヨーロッパが共産主義の温床となることを憂慮したアメリカ合衆国は、1947年6月、西ヨーロッパ諸国に対してのみ援助を呼びかける欧州復興計画(マーシャル・プラン)を発表した。これに対してソ連は、同年9月にワルシャワ条約機構を結成し、西側の経済的連帯の動きに軍事力の強化で対抗した。
2. 東西両陣営は、米ソ両国を取りまく国内・国際情勢に動かされ、緊張の時期とデタント(緊張緩和)の時期を繰り返した。ソ連は、1953年のスターリン死後、米ソ首脳会談や日本との平和条約締結を実現し、「雪解け」といわれる緊張緩和の時期を到来させたが、東ドイツへの配慮から、1970年代に入るまで「二つのドイツ」の存在を否定し、西ドイツとの国交を樹立しなかった。
3. 1955年、アジア・アフリカ諸国の首脳がインドネシアのバンドンに集まり、第1回アジア・アフリカ会議が開催された。この会議は、日本のような東西いずれかの陣営に属するとみなされる国家を排除して開かれ、主権尊重と領土保全、人種平等と国家の平等などからなる「バンドン十原則」が合意された。同会議はその後も定期的に行われ、冷戦期において第三世界の団結を世界に示す役割を果たした。
4. 中ソ両国は、1950年代後半のイデオロギー論争を契機に対立を深め、1969年には国境問題をめぐり武力衝突を引き起こすまでに関係を悪化させた。このような中で、中国は1964年に初めて核実験を実施し、1972年のニクソン訪中の際にアメリカ合衆国との間で国交を樹立するなど、独自の軍事・外交路線を展開した。これに対しソ連は、1979年に中ソ友好同盟相互援助条約の破棄を通告し、1980年代初頭からアメリカ合衆国との関係改善を進めた。
5. 1985年にソ連の指導者となったゴルバチョフは、国内でペレストロイカを進めるとともに、東西両陣営の平和共存を促す新思考外交を展開し、アメリカ合衆国との軍備削減交渉やアフガニスタンからのソ連軍撤退を実施したほか、東欧諸国の民主化の動きに対しては武力介入を行わず、その成行きを見守った。こうしたソ連の動きは、1989年の米ソ首脳会談での冷戦終結宣言につながっていった。

No. 56～No. 60は社会学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 56】社会学理論に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. W.リップマンのいう「ステレオタイプ」とは、ある社会的な事象に関して、複数の主体がもつイメージが合成されたもので、単純化や一面的な決めつけをしないため、総合的な判断をする際に重要な役割を果たす。
2. R.K. マートンのいう「予言の自己成就」とは、ある現象に関する予測などが、人々の行動に影響を与え、結果としてその現象が発生してしまう事態を指し、人々の主観的な思い込みによって現実が生み出される過程を示している。
3. K. マンハイムのいう「浮動的インテリゲンチヤ」とは、大学教育が普及した社会において、大量の高学歴層が生み出された結果、知識を活用する安定的職業に就くことが困難になり、不安定な立場のまま批判的な発言をする集団のことを指す。
4. E. ゴフマンのいう「儀礼的無関心」とは、社会的に重要な儀式を遂行する際に存在する様々な利害対立や感情的な葛藤を表面上は無視することで、その儀式の遂行を達成することを優先し、社会秩序の安定化を図る態度のことを指す。
5. M. ウェーバーのいう「エートス」とは、政治的・軍事的な危機など非日常的な状況の中で宗教的・軍事的に超人的な能力を発揮して人々の信頼を得るような傑出した指導者や彼らの獲得する正統性のことを意味している。

【No. 57】 相互作用に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. G. ジンメルは、社会を、個人間の相互作用を生み出す衝動、関心、本能などの「内容」と、形式的な行動様式である上位と下位、競争、模倣、分業などの「社会化の諸形式」から成り立つものであると考え、これらの両方を研究対象とする総合社会学を提唱した。
2. G.H. ミードは、人間は複数の他者との相互作用の積み重ねのなかで、多様な役割期待を認識するが、それぞれの役割が相互に矛盾・対立することで他者との心理的距離が広がる現象を「一般化された他者」と概念づけた。
3. C.H. クーリーは、集団規範や価値を内面化することを目的に、人間が、家族、友人集団など身近な所属集団との相互作用を通じて、他者の行動や態度をまねるなど他者との同一化を図ろうとすることを「鏡に映った自己」と概念づけた。
4. H.G. ブルーマーは、行為者の内的側面を重視する立場から、人間の行為は意味に基づいてなされ、その意味は他者との社会的相互作用において形づくられ、解釈されるとする象徴的相互作用論を説いた。
5. T. パーソンズは、他者との相互作用を通じて取り入れた、社会的な望ましさ＝規範的志向によって人間の行為が規定されると考え、行為者の能動的な意志や努力を不可欠なものとする主意主義的行為論を批判した。

【No. 58】 家族とジェンダーに関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. M字型曲線とは、女性の労働力率において、結婚や出産を機に労働力市場から一時的に退出し就労しなくなる傾向が示されたグラフの形状を指し、国際的にみても、先進国に共通したパターンがみられる現象である。
2. シADOW・ワークとは、景気後退期において夫の収入が低下した妻などが、家計収入を補うために、主婦労働の傍ら、パートタイム労働や派遣労働といった周辺的な労働に従事することをいう。
3. 家族周期とは、家族のライフサイクルのことを指し、家族の成員の年齢が経過することで、結婚、出産、育児、子どもの巣立ちなどの重要な出来事を経験しながら、その抱える課題や経済状態が変化していくことをモデル化したものである。
4. 直系家族とは、他の集団から配偶者や養子を受け入れず、一族の中で婚姻と相続を繰り返すことによって血統の純粋性を保つ、明確に血統がわかるような親族構造をもつ家族形態を意味している。
5. 生殖家族とは、核家族が含む二つの世代のうち子世代からみた家族で、親子関係が基本である。一方、定位家族とは、親世代からみた家族で、夫婦関係が基本であり、その形成には選択の契機が含まれる。

【No. 59】 民族, 移民, マイノリティに関する次の記述のうち, 最も妥当なのはどれか。

1. 「出生地主義」とは, ある国の領土内において生まれた者に国籍を与える原則を意味し, この立場を採る国では, 国内生まれの者に無条件に国籍を与える一方, 国外生まれの者には国籍取得が極めて困難である。
2. 「メルティング・ポット」とは, アメリカ合衆国などで, 多様な民族が国内に入ってきて, それらがあたかも鍋の中で, それらの形や個性を失うことなく存在するように, 多元的な社会的雰囲気が生み出されることをいう。
3. 「エスニシティ」とは, 国内外から都市への人口の大量流入の結果, 多様な文化をもった民族が同じ空間に居住するようになり, お互いの差異を認め合いながら共存関係をつくりだした都市的文化のことを意味する。
4. 「アファーマティブ・アクション」とは, 人種・民族あるいは性別などに基づく差別を積極的に捜査し, 発見した場合には厳しい制裁によって, 社会的な偏見そのものを否定することを目指した政策だが, 個人の内面まで踏み込むことによって強い反発を呼んだ。
5. 「想像の共同体」とは, 近代的な活版技術の引き起こしたコミュニケーションの革命により, 国民的な言語が成立することで, その通用する範囲で近代的な国民意識が生み出されることを示した概念である。

【No. 60】 社会調査に関する次の記述のうち, 最も妥当なのはどれか。

1. 無作為抽出法(ランダム・サンプリング)は, 調査が困難な対象を母集団から除外した集まりから一定間隔で標本を抽出するもので, 標本誤差の算定が困難であるという短所をもつ。
2. ダブルバーレル質問は, 質問紙による調査において, 質問文の中に回答を誘導するような表現を含んでいるものを指し, 回答者がそれに影響されてしまう点で不適切な質問形式とされる。
3. SSM 調査は, 事例調査やインタビューなどの質的データを時系列的に集めることによって, 我が国の階層構造の変動と社会移動を分析することを目的としている。
4. 参与観察とは, 調査者自身が調査対象の一員として振る舞いながら観察する方法であり, 対象者の内面まで観察が行き届く, 事象を対象者自身にとっての意味に即して理解できるという長所をもつ。
5. 生活史法とは, フィールドワーク的手法を用いて, 大都市スラムの若者や各種マイノリティの生活や文化を細部にわたって記述し体系化を図る手法である。

No. 61～No. 65 は心理学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 61】 感覚・知覚に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 明るい場所から急に暗い場所に移ると、はじめは何も見えなくなるが、時間の経過とともに少しずつ周りの様子が見えてくる現象がある。これは「暗馴化」といい、逆の現象である「明馴化」よりも短時間で成立する。
2. 停車中の電車の中に座っていて、向かい側の電車が動き出すと、自分の電車が動き出したと感じることがある。これは視覚によって観察者自らの身体の位置や動きが知覚される現象で、「仮現運動」という。
3. 奥行き知覚の手掛かりは、「単眼性」と「両眼性」に分類することができる。「ルビンの壺」と呼ばれる、白地に黒い向き合った横顔に見えたり、黒地に白い壺に見えたりする図があるが、これは、両眼性の手掛かりによる奥行き知覚を説明するときに用いられるものである。
4. 雑踏の中にいるときなどに、目前の人と会話しながらも、他の人たちの会話の中で自分の名前が言われると、それまで注意を払っていなかったにもかかわらず、すばやく聞き取ることができるということがある。この現象を「カクテルパーティ効果」という。
5. 話をしているときにそばを電車が通ると相手の話がかき消されて聞こえにくくなるということがある。このように一つの音の存在が他の音を聞こえにくくする現象を「ストループ効果」という。この効果は、周波数の高い音が低い音を聞こえにくくする方が、その逆の場合よりも大きい。

【No. 62】 学習理論に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. K.Z. ローレンツは、アヒルなどのヒナが動くものに追従することを経験すると、それに対する追従が半永久的に続くという、一般の学習とは異なる行動を報告した。そして、この現象をヒナが親に依存しなければ生きられないために生じるとして生理的早産の概念で説明した。
2. E.L. ソーンダイクは、トゲウオの求愛行動の観察で、種に固有な行動とそれを解発する鍵(信号)刺激の関係を明らかにする研究を行った。動物は本能行動をもとに環境の状況変化に対応するが、生得的に組み込まれた行動様式ではその適応や学習の範囲に限界があることを示した。
3. W. ケーラーは、チンパンジーの問題解決行動について、試行錯誤の結果としての偶然の解決ではなく、過去経験やその場の様々な状況を統合してあらかじめ解決の見通しを立てたかのような行動をとったという観察などを通して、学習過程における洞察の重要性を指摘した。
4. A. バンデューラは、アルバートという生後11か月の赤ん坊を対象にした条件づけの実験を行った。この研究を通して、動物やヒトの行動がいくつかの基本的な反射と種々の条件づけを通して獲得された行動から成り立つとする経験主義を唱え、条件づけによる学習の法則の重要性を強調した。
5. I.P. パプロフは、イヌの唾液分泌の研究を通して、条件刺激の呈示後に無条件刺激を対呈示することで条件反応が形成できることを発見した。これは道具的条件づけと呼ばれ、手続きの工夫によって、複雑で新しい行動も獲得させることができるシェイピングの研究につながった。

【No. 63】 防衛機制に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 「合理化」とは、即座に充足できない欲求に関して、ひとまずその欲求の充足を先送りにし、充足が容易で手近な目標から実現・克服していくという心理機制である。
2. 「反動形成」とは、低い自己評価を糧とし、その克服へ向かう心理機制である。幼少時のひ弱な体力へのコンプレックスをばねに、ボクサーとしての成功を目指す場合などに生じている。
3. 「置き換え」とは、抑圧されている感情を意識しないよう、周囲の状況を快適で愉快的ものと歪めて解釈することで、気分を紛らわそうとする心理機制である。
4. 「取り入れ」とは、他者の特質や感情、態度などを自分のものにしようとする心理機制である。子どもが親の要求を自分自身のもものと見なして、その通りに振る舞う場合などに生じている。
5. 「投影」とは、自分のなかにある感情や欲望に意識を投射すること、すなわち焦点を当てることで、内省を深め、問題を解決しようとする心理機制である。

【No. 64】 思春期・青年期に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 思春期・青年期は第一次性徴の出現とともに始まるが、発達加速現象によりその始期が早まった上、高学歴化や価値観の変化によって終期も後退し、思春期・青年期は長期化する傾向にある。この時期、第二反抗期と呼ばれる親や社会的権威に対して反抗的態度を示す現象がみられ、青年期の長期化に伴い、青少年の反社会的行動数や反社会性人格障害者数が増加している。
2. 思春期・青年期の仲間関係には発達の様相があることが知られている。中学生のころは、同一行動による一体感を重んじ、同じ遊びを一緒にする者を仲間と考えるピア・グループ(peer-group)が中心だが、高校生のころには、自分たちなりの自立や将来を語り合い、同じ価値観を共有する者を仲間と考えるギャング・グループ(gang-group)と呼ばれる仲間関係が中心になるとされる。
3. 対人的相互交渉や想像的活動の障害である ADHD や、過呼吸などの不安発作やめまいといった症状が急にあらわれるパニック障害に代表される発達障害は、主に思春期・青年期に発症するが、多くの場合、青年期の終わりころまでには症状は克服され、発達障害の症状を成人期や中年期にまで継続させるケースはまれである。
4. アイデンティティとは「自分は自分である」との感覚であり、「時間的な自己の同一と連続性の認識」が得られることによってのみ成立するとされている。これは、もともとは S.フロイトがヒステリー患者の治療のなかから構築した概念であり、その後、思春期・青年期に確立される発達課題として提唱された。
5. 青年の社会への本格的参加を一時猶予する状態を E.H. エリクソンは心理社会的モラトリウムと呼び、この時期に青年はアイデンティティの達成に向けて試行錯誤し、ゆらぎの「危機」を経験すると考えた。その後、別の研究者によってアイデンティティ・ステータス研究が行われ、アイデンティティ・ステータスの四つの分類が提出されている。

【No. 65】 次は、ある心理学の実験についての説明であるが、この実験の結果に関する記述として最も妥当なのはどれか。

この実験では、まずはじめに、実験協力者に退屈でつまらない2種類の作業を1時間してもらった。

作業終了後、実験協力者は、三つの実験条件(20ドル群、1ドル群、統制群)のうちの一つにランダムに割り当てられた。

統制群に割り当てられた実験協力者は、作業終了後、終えた作業の面白さについて尋ねられた。

20ドル群と1ドル群に割り当てられた実験協力者は、作業終了後、「あなたの次に作業する予定になっているBグループの実験協力者には、作業に入る前に『作業は面白いものである』という情報が与えられます。あなたはAグループだったので、作業について事前の情報がなかったのです。」と告げられた。これは全くの嘘で、この次に与える教示の信憑性を高めるために語られたものだった。そして、「実は、Bグループの実験協力者に作業についての情報を与える役をしてくれる学生が、今日、病気のために休んでいます。既にBグループの実験協力者が来ているので、あなたに作業が面白かったと伝える役をやってほしいのです。」と依頼し、それに対し、20ドル群の実験協力者には20ドルを、1ドル群の実験協力者には1ドルを支払うと約束した。

実験協力者がこれに同意すると、それぞれの金額の報酬と、作業は楽しかった、面白かった、愉快に感じたなどと書かれた説明用の紙が渡され、別室で、次の実験協力者に作業についての情報を伝えてもらった。これらが終わった後、20ドル群と1ドル群の実験協力者も、統制群と同様に作業の面白さについて尋ねられた。

以上の実験手続きを要約すると、作業について面白かったと伝えて20ドルを得る群、同じく面白かったと伝えて1ドルを得る群、作業をただで作業についての情報を伝える手続きがなかった群の3群が設定されたことになる。

1. 認知的不協和理論によれば、作業が退屈だと感じたこと、作業が面白かったと伝えたこと、及び得た報酬に関する認知的不協和を低減しようとするため、1ドル群が作業を最も面白く感じる。
2. 葛藤理論によれば、報酬を得ること(接近)と作業が面白かったと伝えること(回避)の葛藤状態になるため、葛藤が最も大きくなる20ドル群が、葛藤解消のために作業を最も面白く感じる。
3. 強化理論の考え方によれば、報酬が大きいほど効果も大きくなるため、20ドル群が作業を最も面白く感じる。
4. 均衡理論によれば、作業が退屈だと感じた(-)関係と、意に反して作業は面白いと伝えた(-)関係の積が(+)となり均衡するため、報酬がない統制群が作業を最も面白く感じる。
5. 社会的比較理論によれば、他者と比較することで自己評価を行うことになるが、実験協力者は他の群の報酬を知ることができないので、感じ方において三つの群の間に有意な差は生じない。

No. 66～No. 70 は教育学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 66】 J.H. ペスタロッチの教育思想とその影響に関する記述A～Dのうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. J.H. ペスタロッチは、J.-J. ルソーの影響を強く受け、上流市民の教育を考えた。教育学にとって重要なことは、人間人格と特性の形成であるとし、古典の学習を重要視した。そして、実学を含めた知識の教授・学習の教材内容は、人間形成に関係がないと考え、「教育的教授」を主張した。
- B. J.H. ペスタロッチは、J.-J. ルソーの影響を強く受け、民衆の救済を目的に教育を考えた。民衆に必要な教育は、読み・書き・算であると基本的に考え、家庭と小学校での教育を重要視した。そして、その教育方法を子どもたちの具体的な生活・労働と言語・知識学習との結合に求めた。
- C. 我が国の明治10年代、伊沢修二らによって、アメリカで展開されたペスタロッチ主義の教育改革である「ペスタロッチ・オスウィーゴー法」が導入された。そして、その後、それに基づく我が国最初の教授学書『改正教授術』が出版され、初等教育に影響を与えた。
- D. 我が国の明治20年代、E. ハウスクネヒトによって、ドイツで展開されたペスタロッチ主義の教授方法である「五段階教授法」が紹介された。そして、その後、中等教育の教授法として採用され、旧制中学校と高等女学校の教育に影響を与えた。

1. A, C
2. A, D
3. B, C
4. B, D
5. C, D

【No. 67】 学校と社会に関する E.G. オルセンの主張として最も妥当なのはどれか。

1. 教育を、個人を外側から拘束して、その個人のうちに一つの新しい存在を創造する作用をもつ、若い世代に対して行われる一種の組織的ないし方法的社会化(socialization)であると定義し、この方法的社会化の役割の一端を担う学校がもつ人間形成的機能の重要性を主張した。
2. 経験主義の立場から、教育とは絶えざる経験の再構成であると定義し、学習の心理学的原理と、倫理学研究の帰結である社会的協力の原理とを同時に実現し得るのが、創造的な仕事(occupation)の原理に基づいた実験学校であると主張した。
3. 学校や軍隊などの近代的な組織・施設において、思考形態や行動様式の規制・拘束を通じて、人々を自発的に服従させる習俗・実践の総体を規律化(discipline)としてとらえ、学校は社会における規律訓練装置の役割を果たしているとは主張した。
4. 地域社会を学校に、同時に学校を地域社会に取り込むことによって、これまで遊離していた両者を効果的に結びつける 10 の架け橋の重要性を唱え、この架け橋によって地域社会に開放された学校が地域社会学校(community school)であると主張した。
5. 学校で教えられる教育内容は、支配階級の文化に親和性をもっているため、労働者階級よりも中産階級の子弟の方が就学以前から有利な状況におかれていることを指摘し、学校は社会における文化的再生産(cultural reproduction)の役割を果たしているとは主張した。

【No. 68】 我が国における学校保健行政と制度に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 1872(明治5)年、我が国における学校保健の歴史は「学制」に基づいて実施され始め、そこでは、小学校の教科として「学校衛生」が規定されていた。また、現在の健康診断に当たる「活力検査」の導入が開始され、さらに、学校医・学校看護婦についても既に制度化されていた。
2. 2009(平成21)年末現在、国レベルで行う学校保健行政は「学校保健安全法」に基づいて行われており、厚生労働省の所管となっている。また、同法による学校保健の対象は、学校教育法第1条に定められている学校の、教職員を除いた児童生徒等であるとされている。
3. 2009(平成21)年末現在、地方レベルで行う学校保健行政は「地域保健法」に基づいて行われており、すべての公立及び私立学校について、都道府県の知事部局が一括・統合して行っている。これは学校保健が、家庭や地域住民の医療・保健管理活動と切り離すことができないためである。
4. 2009(平成21)年末現在、学校保健は「学校保健安全法」に基づいて行われており、同法は従来の「地域保健法」が改正・改称されたものである。小・中学校における保健教育及び保健管理に関する行政は地方教育委員会が行っており、その実務は、学校保健安全法で各学校に設置が義務づけられている学校保健委員会が担当している。
5. 2009(平成21)年末現在、学校保健は「学校保健安全法」に基づいて行われており、同法は従来の「学校保健法」が改正・改称されたものである。ここでは、児童生徒等や教職員の健康の保持・増進に加えて、学校での教育が安全な環境で行われるよう「学校安全」の章が新設された。

【No. 69】 2008(平成20)年6月に改正されたいわゆる「社会教育関係三法」(以下、それぞれ改正「社会教育法」、改正「図書館法」、改正「博物館法」という。)に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 改正「社会教育法」では、先に改正された教育基本法の第6条「生涯学習の理念」を踏まえ、学校教職員は、地域の住民教育における役割と責任を自覚するとともに、学校と地域との相互連携及び協力を努めるという規定を新設し、生涯学習時代の新しい学校教育の理念を明示した。
2. 改正「社会教育法」では、社会教育主事の職務について、従来の規定に加えて、学校が社会教育関係団体や地域住民の協力を得て教育活動を行う場合に、その求めに応じて、必要な助言を行うことができることとし、地域の教育力向上に向けての職務内容を新たに規定した。
3. 改正「図書館法」では、司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を文部科学省令で定めることとし、それに伴って司書の資格取得方法として従来から運用されていた司書講習を廃止し、大学における司書養成課程を制度的に明確に規定した。
4. 改正「博物館法」では、学芸員となる資格を得るために大学において履修すべき博物館に関する科目を文部科学省令で定めることとし、それに伴って学芸員の資格取得方法として従来から運用されていた学芸員認定試験を廃止し、大学における学芸員養成課程を制度的に明確に規定した。
5. 改正「社会教育法」・改正「図書館法」・改正「博物館法」に共通して、社会教育施設としての水準の維持向上と適正な運営の確保を図るために、公民館・図書館・博物館の運営状況の評価とそれらに関する情報提供を国に対して行うことを設置者に義務づけた。そして、その評価の実施は文化庁による第三者評価とすることを規定した。

【No. 70】 20世紀初頭に展開された新教育運動における教育方法に関する記述A, B, Cとその名称の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- A. 教育内容を大科目(数学・歴史・科学・語学など)と小科目(音楽・芸術・手芸・体操など)とに分け、大科目については、教師が課す学習割当(アサインメント)を児童生徒が契約仕事として引き受ける形で学習を実施する教育方法である。
- B. 教育内容を共通基礎教科(読み書き・算術・社会科の基礎知識など)と集団的・創造的活動(美術・音楽・演劇・クラブ活動など)とに分け、前者の個別学習と後者の集団学習を組み合わせることによって、カリキュラムの調和を図って指導する教育方法である。
- C. 教師集団と父母集団が協同的自主管理理念に基づいて運営する学校共同体において実施され、従来の年齢的・人為的な学年学級組織に代わって、精神的・身体的発達に応じた基本集団の中で児童生徒どうしが道徳的・人格的相互作用を及ぼし合うように導く教育方法である。

A	B	C
1. イエナ・プラン	ドルトン・プラン	モリソン・プラン
2. イエナ・プラン	ウィネットカ・プラン	ドルトン・プラン
3. ドルトン・プラン	ウィネットカ・プラン	イエナ・プラン
4. ドルトン・プラン	イエナ・プラン	モリソン・プラン
5. ウィネットカ・プラン	モリソン・プラン	イエナ・プラン

No. 71～No. 75 は英語(基礎)です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 71】 Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

The electric car, so long promised, may finally be pulling into your driveway. In the U.S., a humbled General Motors just showed off one of its rare rays of light — the plug-in Volt, which GM says will get 230 miles per gallon when it hits roads in late 2010. Daimler is trialing an electric version of its baby Smart car and claims to get the equivalent of 300 miles per gallon. In Japan this month, a confident Carlos Ghosn said that Nissan’s upcoming, all-electric Leaf will get 367 miles per gallon.

Compared with those experienced players, Chinese manufacturers are like teenagers just getting their car keys. When it comes to electric, though, that could be an advantage. The Chinese government knows that promoting electric vehicles could be a way to stem the country’s rising dependence on foreign oil and clear its polluted air. At the same time, Chinese battery companies like Lishen and Shenzhen-based BYD are looking to leverage their technology and leap into electric cars. Foreign automakers may have a century-long head start on conventional cars, but Chinese companies can compete on new electric technology today — on cost and on performance. “When it comes to electric and hybrid cars, China is challenging the automotive industries in the Western industrial countries,” writes Wolfgang Bernhart, a consultant with Roland Berger who estimates that electrics and plug-ins could account for more than half the auto market in China by 2020. “The race for electric mobility is just getting under way.”

It won’t be an easy race for China to win. The Chinese auto industry is fractured and weak. The domestic market is dominated by foreign manufacturers such as GM (which is doing much better in Beijing than it is in Detroit) and Volkswagen. But the government in Beijing has made it very clear that it considers electric and plug-in vehicles a priority for Chinese companies, and it’s willing to spend. The Chinese State Council announced in January that it would spend \$1.6 billion over the next three years to develop alternative fuels, and there’s already an \$8,800 subsidy for local governments and taxi companies that buy electrics and hybrids — which is more than the U.S. government offers. And China already makes more lithium-ion batteries — the energy-dense technology key to new electric cars — than any other country on the planet. “This is a priority for the Chinese government,” says Kelly Sims Gallagher, author of the book *China Shifts Gears: Automakers, Oil, Pollution, and Development*. “They see it as a pathway to a more energy-secure future.”

1. Although many countries try to make electric cars, China will not follow them since its auto industry is weak.
2. With the lack of technology the Chinese auto industry cannot compete with foreign manufacturers in making electric cars.
3. Being a major producer of lithium-ion batteries, China will take the lead in the manufacturing of electric cars.
4. Those who buy electric cars in China will receive just as much in subsidies as in the United States of America.
5. The Chinese government regards the promotion of electric cars as a way to reduce the country's dependence on foreign oil.

[No. 72] Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

As the economy remains weak across the globe, a growing number of budget-minded business travelers are shifting to lower-price hotels, either by choice or because their bosses are telling them to.

The biggest beneficiaries of the shift, travel experts say, are the hotels that keep prices down by not offering amenities like restaurants or meeting rooms.

“Travel managers have told us within their companies they’re moving travelers to lower-tier hotels,” said Caleb Tiller, spokesman for the National Business Travel Association in the United States. “It’s definitely a trend we’ve seen.”

He said companies were taking a varied approach to the switch. Some are requiring it, and others are strongly encouraging it.

For some business travelers, the downgrading has some discomfort. Alan Hawrylyshen, a technology applications director for a manufacturer of mobile and voice-over-Internet networks, said he had encountered a host of minor inconveniences.

At full-service hotels where he once was a regular, Mr. Hawrylyshen said checking in was welcoming and efficient. “There was never a line. They’d be expecting you, greet you by name,” he said.

Hopscotching to different hotels in search of low rates now means staying at places where his information is not already in the computer system.

“Suddenly, checking in takes longer because they have to process your credit card and you have to fill out forms,” said Mr. Hawrylyshen, who travels one to four times a month. “It adds 10 minutes or more, sometimes up to half an hour” to his already hectic schedule.

Unfortunately for travelers like Mr. Hawrylyshen, this trend shows no signs of abating. According to Peter C. Yesawich, chairman and chief executive at Ypartnership, a travel marketing and research company, a quarter of the nearly 800 business travelers surveyed this year indicated that they were booking less expensive hotels.

The trading down has been occurring on all levels: Top executives who may have previously stayed at luxury hotels are staying at full-service hotels, while middle managers who used to stay at those properties are now switching to limited-service hotels.

These hotels are distinguished from their full-service sister brands by a lack of restaurants, lounge areas or meeting rooms.

According to Mr. Calhoun, revenue per available room, a crucial measure of a hotel’s fiscal health, has not dropped as sharply for limited-service properties as it has for other types of hotels.

Occupancy rates are expected to fall across all hotel levels in 2009 because of the recession's effects on business and leisure travel.

However, Robert Mandelbaum, director of research information services at the consulting firm PKF Hospitality Research, said limited-service hotels would end the year with less of a decline than most other brands.

While overall occupancy is expected to drop by 5.6 percent and luxury hotel occupancy by 8.3 percent, limited-service occupancy is projected to end the year with a 3.7 percent decline.

1. Owing to the recession, an increasing number of business travelers are downgrading the level of the hotels at which they stay.
2. Today most companies require their employees to use less expensive hotels as they go on a business trip.
3. Although top executives continue to stay at luxury hotels, other company employees are required to use limited-service hotels.
4. More and more business travelers are not satisfied with less expensive hotels because they provide only limited services.
5. Occupancy rates for limited-service hotels are expected to increase in 2009, while those for other types of hotels are to drop sharply.

[No. 73] Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

In the last several years, a democratic boom has given way to a democratic recession. Between 1985 and 1995, scores of countries made the transition to democracy, bringing widespread euphoria about democracy's future. But more recently, democracy has retreated in Bangladesh, Nigeria, the Philippines, Russia, Thailand and Venezuela. These developments, along with the growing power of China and Russia, have led many observers to argue that democracy has reached its high-water mark and is no longer on the rise.

That conclusion is mistaken. The underlying conditions of societies around the world point to a more complicated reality. The bad news is that it is unrealistic to assume that democratic institutions can be set up easily, almost anywhere, at any time. Although the outlook is never hopeless, democracy is most likely to emerge and survive when certain social and cultural conditions are in place.

The good news, however, is that the conditions conducive to democracy can and do emerge — and the process of “modernization,” according to abundant empirical evidence, advances them. Modernization is a syndrome of social changes linked to industrialization. Once set in motion, it tends to penetrate all aspects of life, bringing occupational specialization, urbanization, rising educational levels, rising life expectancy, and rapid economic growth. These create a self-reinforcing process that transforms social life and political institutions, bringing rising mass participation in politics and — in the long run — making the establishment of democratic political institutions increasingly likely. Today, we have a clearer idea than ever before of why and how this process of democratization happens.

The long-term trend toward democracy has always come in surges and declines. At the start of the twentieth century, only a handful of democracies existed, and even they fell short of being full democracies by today's standards. There was a major increase in the number of democracies following World War I, another surge following World War II, and a third surge at the end of the Cold War. Each of these surges was followed by a decline, although the number of democracies never fell back to the original base line. By the start of the twenty-first century, about 90 states could be considered democratic.

Although many of these democracies are flawed, the overall trend is striking: in the long run, modernization brings democracy. This means that the economic resurgence of China and Russia has a positive aspect: underlying changes are occurring that make the emergence of increasingly liberal and democratic political systems likely in the coming years. It also means that there is no reason to panic about the fact that democracy currently appears to be

on the defensive. The dynamics of modernization and democratization are becoming increasingly clear, and it is likely that they will continue to function.

1. The economic resurgence of China and Russia threatened the democratization in non-western countries.
2. We must set up a solid democratic system which can survive regardless of social change.
3. Empirical evidence suggests that modernization has positive implications for democratization.
4. It is far from true that democracy currently appears to be on the defensive.
5. The experience of war shows the fragility of a democratic boom because the number of democracies decreased during the world wars.

【No. 74】 Select the sentence which includes “speak” in the same sense as in the following sentence:

The brand is keen to stress its authenticity and return to what in marketing speak is called “core competency.”

1. Her e-mail is difficult to understand — so full of corporate-speak.
2. Professor Wilson was invited to speak about the results of his research.
3. Speak when you're spoken to!
4. There are, broadly speaking, two ways of doing this.
5. They were all very similar. All cut from the same cloth, so to speak.

【No. 75】 Select the choice which indicates all acceptable sentences in terms of both grammar and meaning.

- A. The United Kingdom comprises England, Wales, Scotland, and Northern Ireland.
- B. The United Kingdom consists of England, Wales, Scotland, and Northern Ireland.
- C. The United Kingdom constitutes England, Wales, Scotland, and Northern Ireland.
- D. The United Kingdom includes England, Wales, Scotland, and Northern Ireland.
- E. The United Kingdom is composed of England, Wales, Scotland, and Northern Ireland.

1. B, D
2. C, E
3. A, B, E
4. A, C, D
5. B, C, D

No. 76 ~ No. 80 は英語(一般)です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 76】 Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

With a new administration in Washington promising to take on global warming and loosen the grip of foreign oil, solar energy finally may be coming of age. Last year oil prices spiked to more than \$140 a barrel before plunging along with the economy — a reminder of the dangers of tying the future to something as unpredictable as oil. Washington, confronting the worst recession since the 1930s, is underwriting massive projects to overhaul the country's infrastructure, including its energy supply. In his inaugural address President Barack Obama promised to “harness the sun and the winds and the soil to fuel our cars and run our factories.” His 2010 budget called for doubling the country's renewable energy capacity in three years. Wind turbines and biofuels will be important contributors. But no form of energy is more abundant than the sun.

“If we talk about geothermal or wind, all these other sources of renewable energy are limited in their quantity,” Eicke Weber, director of the Fraunhofer Institute for Solar Energy Systems, in Freiburg, Germany, told me last fall. “The total power needs of the humans on Earth is approximately 16 terawatts,” he said. (A terawatt is a trillion watts.) “In the year 2020 it is expected to grow to 20 terawatts. The sunshine on the solid part of the Earth is 120,000 terawatts. From this perspective, energy from the sun is virtually unlimited.”

There are two main ways to harness it. The first is to produce steam, either with parabolic troughs like the ones in Nevada or with a field of flat, computer-guided mirrors, called heliostats, that focus sunlight on a receiver on top of an enormous “power tower.” The second way is to convert sunlight directly into electricity with photovoltaic panels made of semiconductors such as silicon.

Each approach has its advantages. Right now steam generation, also known as concentrating solar or solar thermal, is more efficient than photovoltaic — a greater percentage of incoming sunlight is converted into electricity. But it requires acres of land and long transmission lines to bring the power to market. Photovoltaic panels can be placed on rooftops at the point where the power is needed. Both energy sources share an obvious drawback: They fade when it's cloudy and disappear at night. But engineers are already developing systems for storing the energy for use in the darker hours.

1. President Obama aims at doubling his country's renewable energy capacity in the year 2010 from the previous year.
2. President Obama plans to spend more money on the development of geothermal and wind power than that of solar energy since the latter is unusable at night.
3. Solar power is the most abundant source of renewable energy available.
4. Converting sunlight directly into electricity, photovoltaic panels can produce more electricity from incoming sunlight than parabolic troughs.
5. Engineers are now developing a long-awaited technology to receive sunlight when clouds block the sun.

[No. 77] Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

Invented by Napoleon, the French *judge d'instruction*, or investigating judge, has extraordinarily wide-ranging judicial powers. These figures have helped to expose big corruption scandals and developed a reputation for robustness against terrorists, but they have also produced some miscarriages of justice. Two centuries after the role was devised, President Nicolas Sarkozy now wants to end it, opening a complex debate.

The function of the investigating judge, "which has practically no equivalent in Europe, is no longer adapted to our times" and should be scrapped, according to the report of an official commission on criminal-justice procedures published this month. Michèle Alliot-Marie, the justice minister, is working on a draft law to this effect, to be presented in the new year.

France's 600-odd investigating judges can put suspects under formal investigation, order wiretaps, raid and search premises, confiscate documents, and summon and interrogate witnesses. On top of this, often after years of investigation, they also weigh the evidence, and decide whether to send a suspect for trial.

With their huge freedom to dig and probe, feisty investigating judges have uncovered some of France's biggest political and financial scandals. They exposed the "fake jobs" affair at the Paris town hall, dating to Jacques Chirac's term as mayor; several of his close former colleagues have been found guilty, and the ex-president is still under investigation. The judges spent years pursuing the Elf-Aquitaine corruption scandal, in which several top French oil executives ended up behind bars.

Yet some investigating judges have also been criticised for misusing their own powers. The most infamous case concerned the suspected sexual abuse of children in Outreau, a suburb of Boulogne-sur-Mer. Six innocent people were wrongfully found guilty of running a paedophile ring, and spent years behind bars, before being acquitted on appeal in 2005; several other innocent people spent years in pre-trial detention. A parliamentary inquiry later underlined the need for young, inexperienced judges not to work alone.

France has already curbed its investigating judges' powers. They can no longer, for example, decide alone whether to put a suspect in pre-trial detention; that is now up to a special judge. Thanks to the Outreau inquiry, they will soon be grouped together in bigger offices, and work in teams.

Yet, as the commission points out, the job still "combines the functions of a judge with those of an investigator" and as such operates with "fundamental ambiguity". Mr Sarkozy, who announced in January that he wanted to change the role of investigating judges, is

particularly keen to strengthen the rights of the defendant and the presumption of innocence.

Under the commission's proposals, all investigations would be carried out by public prosecutors. Investigating judges would be transformed into judges only, answerable to the independent Conseil Supérieur de la Magistrature. They would have powers to supervise, authorise or block certain steps carried out by the investigators, such as wiretaps, searches or pre-trial detention, but would not conduct inquiries.

Opponents of this change, including the main magistrates' union, fear that investigations will become toothless if they come under the ultimate control of the justice ministry, to which the public prosecutor answers. Even the commission was not united on the issue. Eva Joly, the former investigating judge on the Elf case, has said the move would be an attempt at "preventing investigations that trouble political power".

1. The abolishment of the investigating judge receives strong support both from the judicial circle and the general public of France.
2. The termination of the traditional function of investigating judges is now on the national agenda of France, since they often fail to uphold justice nowadays as compared to the time of Napoleon.
3. The French government is currently considering submitting a draft law to the parliament to decrease the powers of investigating judges.
4. Advocates for the abolishment of the investigating judge believe that assuming the double functions of a judge and an investigator places too much work on the judge for him or her to sufficiently protect the defendant's rights.
5. Those against the abolishment of the investigating judge believe that public prosecutors, because they are under the control of the justice ministry, might not be able to successfully prosecute political figures.

[No. 78] Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

For a long time, the popular notion was that as the Reliance Group of companies went, so went the Indian stock market. Now investors can ignore the family feud because the market is so much bigger. At the start of this decade, Reliance was one of five Indian companies with a market value of more than \$5 billion. Currently there are 40 such companies, the total value of the market is more than \$1 trillion, and the Reliance Group accounts for less than 10 percent of the total.

The reduced focus on the Reliance Group is part of a broader trend, in which the obsession with the top of the pyramid is shifting to a growing interest in the bulging middle. In 2006 and 2007 — the heyday of the growth boom — all eyes were on the wealth of India's richest few. As the stock market surged, the media kept a close tab on how many Indians were making it to the *Forbes* list of billionaires. At the end of 2007, 10 Indians were on the top-100 list — trailing only the Americans and Russians in number.

Many companies targeted their growth strategies at high-income households, and the cocktail circuit was abuzz with details of the latest iconic apartment deal. In the commercial capital, Mumbai, apartment sales topped \$2,500 per square foot — twice the going rate in cities like Shanghai. Last year's global meltdown led to a sudden stop in all such activity.

As India now emerges from the boom-bust growth cycle, the masses are firmly leading the recovery even as the upper classes remain conspicuous by their absence at stores. Two-wheeler sales are up nearly 15 percent so far in 2009, compared with an average growth of 5 percent over the past five years. Small-car sales have increased by 20 percent in recent months, while purchases of luxury cars are down 20 percent from a year ago. Consumer-goods companies are reporting a bipolar market: widely used products from hair oil to soaps are selling well, but more expensive skin-treatment items are not.

The mounting realization that the real growth opportunity in India lies lower down the price curve is forcing many companies to rejigger their strategies. Retailers used to place high-end brands close to the entrance of their malls, hoping to woo customers to chic brands, but they ended up intimidating them with high prices. Retailers are now reshuffling the front window, giving pride of place to goods the middle class can afford.

Similarly, in the real-estate market, the latest catchphrase is "affordable housing." The average unit cost of an apartment in India's five leading cities is down by 50 percent over the past year, not just due to falling prices but also to a reduction in the size of the average home. Developers have learned the hard way that selling in India is a volume game.

Even at the peak of the boom in 2007, there were only 100,000 Indians with an estimated

financial net worth of more than \$1 million. That contrasts with 100 million middle-income households with an estimated annual income of \$2,000 to \$10,000. This segment is growing at the fastest pace, and many new members of this class have yet to buy their first motorcycle, car, or apartment. The political class in India has been very conscious of the need to make growth more inclusive and therefore spent much of the revenue windfall from the high-growth years on increased welfare spending. Furthermore, these households are carrying relatively low levels of debt, making them less vulnerable to swings in the global business cycle.

Analysts have hyped the potential of the Indian middle class for a long time, but now it has reached critical mass. At the same time, it is still not as affluent as in other countries. India's per capita income of \$1,000 is less than a third of China's, and the average Indian consumer remains highly price-sensitive, with a limited appetite for expensive, high-margin products.

1. There are more Indian billionaires on the 2007 *Forbes* list than those from any other country.
2. Retailers are shifting emphasis from the upper class to the middle class.
3. The cost of apartments plunged in 2008 because the market was saturated.
4. The Indian middle class is past the stage of purchasing luxury products.
5. Indians have come to a realization that wealth is more evenly distributed.

(注) 設問の文章は、2009年に書かれたものである。

[No. 79] Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

I am a member of Gen Y, the generation that shunned cursive. And now there is a group coming after me, a boom of tech-savvy children who don't remember life before the Internet and who text-message nearly as much as they talk. They have even less need for good penmanship. We are witnessing the death of handwriting.

People born after 1980 tend to have a distinctive style of handwriting: a little bit sloppy, a little bit childish and almost never in cursive. The knee-jerk explanation is that computers are responsible for our increasingly illegible scrawl, but Steve Graham, a special-education and literacy professor at Vanderbilt University, says that's not the case. The simple fact is that kids haven't learned to write neatly because no one has forced them to. "Writing is just not part of the national agenda anymore," he says.

Cursive started to lose its clout back in the 1920s, when educators theorized that because children learned to read by looking at books printed in manuscript rather than cursive, they should learn to write the same way. By World War II, manuscript, or print writing, was in standard use across the U.S. Today schoolchildren typically learn print in kindergarten, cursive in third grade. But they don't master either one. Over the decades, daily handwriting lessons have decreased from an average of 30 minutes to 15.

Handwriting has never been a static art. The Puritans simplified what they considered hedonistically elaborate letters. Nineteenth century America fell in love with loopy, rhythmic Spencerian script (think *Coca-Cola*: the soft-drink behemoth's logo is nothing more than a company bookkeeper's handiwork), but the early 20th century favored the stripped-down, practical style touted in 1894's *Palmer Guide to Business Writing*.

The most recent shift occurred in 1990, when Zaner-Bloser, the nation's largest supplier of handwriting manuals, eliminated all superfluous adornments from the so-called Zanerian alphabet. "They were nice and pretty and cosmetic," says Kathleen Wright, the company's national product manager, "but that isn't the purpose of handwriting anymore. The purpose is to get a thought across as quickly as possible." One of the most radical overhauls was to Q, after the U.S. Postal Service complained that people's sloppy handwriting frequently caused its employees to misread the capital letter as the number 2.

Garcia, who has been teaching for 32 years at Central Elementary in Wilmette, says her children consider cursive a "rite of passage" and are just as excited to learn it as ever. But once they leave her classroom, it's a different story. She doesn't know any teachers in the upper grades who address the issue of handwriting, and she frequently sees her former students reverting to old habits. "They go back to sloppy letters and squished words," she

says. "Handwriting is becoming a lost art."

Why? Technology is only part of the reason. A study published in the February issue of the *Journal of Educational Psychology* found that just 9 % of American high school students use an in-class computer more than once a week. The cause of the decline in handwriting may lie not so much in computers as in standardized testing. The Federal Government's landmark 1983 report *A Nation at Risk*, on the dismal state of public education, ushered in a new era of standardized assessment that has intensified since the passage in 2002 of the No Child Left Behind Act. "In schools today, they're teaching to the tests," says Tamara Thornton, a University of Buffalo professor and the author of a history of American handwriting. "If something isn't on a test, it's viewed as a luxury." Garcia agrees. "It's getting harder and harder to balance what's on the test with the rest of what children need to know," she says. "Reading is on there, but handwriting isn't, so it's not as important." In other words, schools don't care how a child holds her pencil as long as she can read.

Is that such a bad thing? Except for physicians — whose illegible handwriting on charts and prescription pads causes thousands of deaths a year — penmanship has almost no bearing on job performance. And aside from the occasional grocery list or Post-it note, most adults write very little by hand.

I am not bothered by the fact that I will never have beautiful handwriting. My printing will always be fat and round and look as if it came from a 12-year-old. We are living in the age of social networks and frenzied conversation, composing more e-mails, texting more messages and keeping in touch with more people than ever before. Maybe this is the trade-off. We've given up beauty for speed, artistry for efficiency. And yes, maybe we are a little bit lazy.

1. Almost all people born after 1980 do not use cursive.
2. The widespread illegible handwriting was caused by computers and cellular phones.
3. It is a pity that cursive, a preserved national heritage, is in much less use.
4. Cursive has been resistant to social change and external pressure.
5. Standardized tests have helped to put penmanship back into the school curriculum.

[No. 80] Select the combination of statements which best corresponds to the content of the following passage.

The ancient city of Dresden, a delicate baroque confection lovingly reconstructed after the Second World War, has thrilled visitors with its skyline, best viewed from the banks of the River Elbe. Not for much longer. To the outrage of conservationists, work is underway on a new bridge to carry a four-lane highway across the valley, marring the vista forever. In a potent gesture of protest, UNESCO recently stripped the city of its status as a World Heritage site.

Some might consider that a harsh penalty. After all, the World Heritage ranking placed Dresden alongside the Great Wall of China and the Taj Mahal as a monument of “outstanding universal value.” But to the locals, ridding the city of choking traffic was more important than any accolade. In two referendums, they supported the bridge plan. As city councilor Jan Mücke said, “In a democracy, we cannot have a dictatorship of a minority that, acting out of esthetic grounds, thinks they know more than the overwhelming majority of citizens.”

World Heritage status sure isn't what it used to be. Plenty of countries still strive to earn a place on UNESCO's list and reap the benefits of the tourism boom that normally follows, but some are beginning to question the honor's long-term value. In the developed world, there's sometimes resentment at outside interference; elsewhere there's deepening concern that the scheme, intended to preserve the world's greatest treasures, may actually be contributing to their demise. Underfunded and armed with little more than moral authority, UNESCO can't do much to help the swelling number of sites — the tally now approaches 900 — it singles out for distinction. “Among conservationists there is sometimes a feeling that if conservation is the goal, then we should leave these places alone,” says Peter Fowler, a British archeologist who has worked with UNESCO.

Trouble is, conservation is not always the goal. For national governments and local traders, a World Heritage listing represents a marketing tool that can turn obscure sites into must-see destinations. The repercussions are hard to prevent. In the ancient western Chinese city of Lijiang, the number of annual visitors climbed from 1.7 million to 4.6 million in the 10 years since it was listed in 1997. In the words of a UNESCO mission last year, “Commercial interests have driven measures to facilitate large numbers of tourists, compromising the authentic heritage values which attracted visitors to the property in the first place.”

The same is true of Angkor Wat, the vast temple complex that is now Cambodia's leading tourist draw. Since the site gained World Heritage status in 1992, the number of visitors has leapt from fewer than 10,000 to more than 1 million a year. Now a sprawling town has grown up to serve the hordes of tourists that arrive daily. Worse, local hotels have been extracting water from underground reserves, threatening to undermine the temples

themselves. “Being a World Heritage site can contribute to visitor numbers between 10 times and 500 times over five years,” says Jeff Morgan of the World Heritage Fund. “Instead of a small paragraph in *Frommer’s*, it suddenly gets three pages. And if a site is not ready, you can get thousands of people crawling over it.”

There is no question that UNESCO can exert a positive influence. The organization can be “discreetly effective” in preventing the worst depredations, says Francesco Bandarin, director of the Paris-based World Heritage Center, which runs the list. If the Great Pyramids of Giza can be seen against the sunset without a highway marring the view, tourists can thank pressure from UNESCO. Still, Bandarin concedes, “We can provide one more layer of protection, but it’s far from perfect.”

Some national authorities resent UNESCO’s meddling. UNESCO can place listed sites that it believes are being compromised on an endangered list and, in extreme cases, scratch them altogether — a punishment applied only twice in the program’s 37-year history. In addition to Dresden, an oryx sanctuary in Oman was struck off in 2007 after the government reduced the park’s size by 90 percent to allow for oil drilling.

One option might be to restrict the list and focus resources on those most in need. In the past five years UNESCO has added more than 100 sites — including 13 this year alone — which only undermines the concept, say critics. “The longer the list becomes, the more it dilutes the brand,” says Jonathan Foyle of the World Monuments Fund. Already it’s hard to see what unites, say, a volcanic island off Iceland, Namibian rock paintings, and the Sydney Opera House.

- A. The residents of Dresden put daily convenience above aesthetic value in one of the two citywide votes.
- B. Some people worry that the World Heritage scheme could do more harm than good to the listed sites.
- C. World Heritage status normally brings affluence to sites by boosting tourism there.
- D. Oman opted to keep its oryx sanctuary on the World Heritage list rather than drill for oil.
- E. UNESCO should accommodate as many of the sites worth a place on the World Heritage list as possible.

- 1. A, C
- 2. A, E
- 3. B, C
- 4. B, D
- 5. D, E

平成22年度 II種(行政) 専門試験

正答番号表

問題	正答	問題	正答	問題	正答	問題	正答
1	5	21	1	41	2	61	4
2	4	22	1	42	5	62	3
3	3	23	4	43	4	63	4
4	4	24	5	44	4	64	5
5	3	25	1	45	1	65	1
6	4	26	2	46	5	66	3
7	5	27	4	47	4	67	4
8	1	28	2	48	4	68	5
9	2	29	3	49	3	69	2
10	3	30	4	50	4	70	3
11	1	31	5	51	1	71	5
12	5	32	2	52	3	72	1
13	2	33	3	53	2	73	3
14	4	34	5	54	4	74	1
15	1	35	4	55	5	75	3
16	5	36	4	56	2	76	3
17	3	37	3	57	4	77	5
18	3	38	2	58	3	78	2
19	4	39	2	59	5	79	1
20	3	40	2	60	4	80	3